

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

横浜国立大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域1	教育研究上の基本組織に関する基準	6
領域2	内部質保証に関する基準	13
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	27
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	34
領域5	学生の受入に関する基準	41
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	49
	基準の判断 総括表	49
	教育学部	50
	経済学部	54
	経営学部	59
	理工学部	63
	都市科学部	67
	教育学研究科	71
	国際社会科学府	83
	理工学府	87

環境情報学府	91
都市イノベーション学府	94
先進実践学環	99
教育人間科学部	110
国際社会科学研究科	120
工学府	130

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 横浜国立大学
 (2) 所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79番1号
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部、経済学部、経営学部、理工学部、都市科学部
大学院課程	教育学研究科、国際社会科学府、理工学府、環境情報学府、都市イノベーション学府、先進実践学環(研究科等連係課程実施基本組織)

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部：7,266人、大学院：2,276人
教員数	専任教員数：1,322人、助手数：15人

2 大学等の目的

(1) 本学の理念・目的
 本学は、その設置目的を教育基本法及び学校教育法に則り、横浜国立大学学則において、「横浜国立大学は、教育基本法にのっとり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と定めている。また、横浜国立大学大学院学則において、「横浜国立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。これらの目的を踏まえながら、「横浜国立大学憲章」を定め、「横浜国立大学は、現実の社会との関わりを重視する「実践性」、新しい試みを意欲的に推進する「先進性」、社会全体に大きく門戸を開く「開放性」、海外との交流を促進する「国際性」を、建学からの歴史の中で培われた精神として掲げ、21世紀における世界の学術研究と教育に重要な地歩を築くべく、努力を重ねることを宣言する。」こととし、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的としている。

(出典：横浜国立大学学則、横浜国立大学大学院学則、本学ウェブサイト)

(2) 各学部、研究科、各学府及び学環の教育研究上の目的

1. 教育学部

急速に変化し、複雑化する現代社会における子どもと教育をめぐる諸課題を総合的に理解し、その課題を実践的、臨床的に解決できる資質を身につけた小・中学校、特別支援学校の教員を養成することを目的とする。また、教育諸科学の理論的、実践的研究を推進し、教育に反映させることによって、上記の資質を身につけた高度な専門家としての教員の養成を行う。

2. 経済学部

日本と世界が直面する様々な経済社会問題に対して、分析の対象を的確に把握し、必要な情報の収集・処理を通じて、問題解決の方向を論理的・数理的・統計的に分析・探求する力を持つ人材、さらにその解決策を発信し、組織的に実行できる人材を養成する。導入教育として、数学・外国語・情報処理・統計・コミュニケーションの能力を涵養し、現代経済学の基礎を幅広く教育する。その上で、グローバル経済・現代日本経済・金融貿易分析・経済数量分析・法と経済社会の5つの専門分野を設定し、経済学の高度な理論と応用能力を修得させる。経済学の専門知識とともに、世界各国の多様な社会・経済・制度・歴史及び自然科学・先端技術についてバランスのとれた知識・見識を習得させる。育成した人材が国内外で活躍することを目指して、キャリア形成を支援する教育等を総合的、体系的に行う。

Global Business and Economics教育プログラムにおいては、経営学を副専攻とし、海外学修科目を必修として、グローバル・ビジネスにおいて活躍できる人材を育成する。Data Science 教育プログラムにおいては、経済学の専門性と情報処理・統計分析能力の融合による新たな価値創造ができる人材を育成する。Lawcal Business Economics教育プログラムにおいは、法学・政治学と経済学・経営学を学び、かつデータサイエンスの基礎も身につけ、エビデンスに基づく課題解決を担う人材を育成する。

3. 経営学部

経営学に関連する分野の基礎的素養の涵養に配慮しつつ、企業をはじめとする組織経営にかかわる多様な知識・スキルを体系的に教育研究する。経営学の学問的性格上、大学憲章に掲げる4つの理念の中でも特に実践性を重視している。今日の高度に複雑化した社会の中で、情報を的確に分析・判断し、環境にも配慮しつつ、また国際的にも活躍できる人材、そして企業・組織でも即戦力となる人材の育成を目指している。具体的には、第一に、グローバル化の進展を踏まえつつ、ローカルな課題にも対応できる国際性を備えた人材、第二に、企業経営の観点から学際的な知を統合し、経済的・社会的イノベーションを実行できる人材、第三に、ビジネスをめぐる課題に対して局所的視点だけではなく全体最適視点から、実践的な解決策を提案できる人材である。すなわち企業経営のスペシャリストの養成だけではなく、特定分野の高い専門性を持つとともに幅広い専門知識を統合できるグローバルに活躍できるゼネラリストの養成を目指している。そのため、教員及び企業・組織の第一線で活躍する外部実務者等による、理論と実践の両面、そしてその統合を追求する教育を施す。Global Business and Economics教育プログラムにおいては、経営学を副専攻とし、海外学修科目を必修として、グローバル・ビジネスにおいて活躍できる人材を育成する。

Data Science 教育プログラムにおいては、経営学の専門性と情報処理・統計分析能力の融合による新たな価値創造ができる人材を育成する。

4. 理工学部

理学及び工学は、人類社会の福祉と持続的発展に直接的に寄与する使命を持つ学術分野である。社会からの様々な要請を的確に把握し、地球規模の環境問題などに対処しつつ、自然科学の真理を追究し、産業を発展させ、輝ける未来を切り拓くために研究者・技術者の果たすべき役割は大きい。実践的学術の国際拠点を目指す本学において、理工学部では、自らの専門分野における専門能力と高い倫理性を持ち、広く他分野の科学技術に目を向ける進取の精神に富む人材育成を目的とする。そのため、「独創性」「総合性」の精神のもとに基盤的学術に関する幅広い教育を取り入れ、自ら課題を探究し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決できる、世界にはばたく人材を育成する。

5. 都市科学部

グローバルな課題とローカルな課題が直結する国際都市＝横浜・神奈川地域に立脚する本学ならではの文理融合の蓄積とリスク共生学の強みをいかし、都市科学という今までにない学問領域の創出と、グローバルとローカルが直面する多様で複雑なリスク・課題の解決をはかることのできる人材育成を目指す学部である。

6. 教育学研究科

教育学研究科では、グローバル社会とダイバーシティ、複雑化する学校教育の諸課題に対応しうる、教育現場等における心理的支援を担う人材、共生社会への前向きな意識をもった日本語教育に精通する人材及び神奈川県を中心とした地域の教育における質の高い高度専門職業人としての教員等を養成することを目的とする。

（修士課程）学校及び社会における課題や子どもたちを取り巻く現状に対して、心理学または日本語教育の専門性を有し、学校教育における子どもや保護者に対する支援を行うことのできる人材の養成を目指す。このため、最先端の学問の追求を行うとともに、多様な教育に関する諸問題の原因究明と解決への方策に資する教育研究を行う。

（専門職学位課程（教職大学院））複雑な教育課題が山積する学校現場において、教職に関する高度な専門性を有し、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の育成と、確かな学力とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を目指す。このため、教育委員会や学校等との連携により、学校内、学校間、地域と協働して教育活動の質を高める実践的問題解決能力を養うための教育研究を行う。

7. 国際社会科学府

（博士課程前期）経済学・経営学・法学の各分野において、グローバル新時代に対応した高度な専門性を養うため、各専攻ではコア科目を設置し、コースワークを整備して専門的基礎的能力を高め、あわせて各専攻に共通の「学府共通科目群」を設置することで、融合性と国際性の実践的能力を涵養し、系統的な指導体制で社会系の高度専門実務家を育成することを目的とする。

（博士課程後期）博士課程前期との一貫的改革を進め、経済学・経営学・法学の各分野において、グローバル新時代に対応した専門性を一層高度化するため、各専攻では高度な専門教育のための講義を配置するとともに、専攻横断型の日本語プログラムと英語プログラムを配置し、融合性と国際性の需要に適切に対応し、博士論文執筆に至る系統的な指導体制の構築により、グローバルな視野を備えた高度専門実務家と研究者を育成することを目的とする。

8. 理工学府

実践的学術の国際拠点を目指す本学の理工系大学院の基幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた理工系人材を育成することにより、ものづくりを中心とした産業を更に強化・発展させる。

（博士課程前期）理工学府博士課程前期では、自らの専門分野における専門科目で培われる知識と能力に加え、理工系人材の基盤となる情報数理系科目、学府共通科目、専攻共通科目の修得などによる基盤的学術に関する幅広い教育と、独創的な技術と知の創造を可能にする研究活動を通じて、「自ら課題を探求し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決し得る高度専門職業人」としての技術者・研究者を育成する。

（博士課程後期）理工学府博士課程後期では、「自ら探求し発見した課題に対し、科学と技術に関する先進的な研究活動を通して幅広い視野から判断を下した解決をもって、広く社会に受容される発信能力により学術と産業の開拓を先導できる人材を育成する。すなわち、イノベーションの創出と発展を担う創造性豊かな高度専門職業人のリーダー人材」を育成する。

9. 環境情報学府

(博士課程前期) 環境と情報を基軸とした学際的な文理融合的視座を持ち、環境や社会に対する総合的な理解のもとで、人工環境、自然環境、情報環境に関する自らの専門的な知識と技能を活用して、安心・安全な持続可能社会を構築する上で必要な課題を自ら発見し、解決への道筋を生み出すことのできる高度専門職業人を育成する。

(博士課程後期) 人工環境、自然環境、情報環境に関するより高度な専門知識と技能を有するとともに、環境と情報に関してより総合的な広い視野を持ち、様々な分野の専門家の知見やステークホルダーにも配慮して、安心・安全な持続可能社会の構築に必要な課題を解決するにとどまらず、新たな社会的価値を生み出し、自らの分野を牽引して、イノベーション創出を実践することのできる人材を育成する。

10. 都市イノベーション学府

(博士課程前期) 建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を提案することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、持続的に実践できる高度職業人を養成する。

(博士課程後期) 建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を併せ持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を実践的に再構築することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、組織できるリーダーになる高度職業人を養成する。

11. 先進実践学環

(修士課程) 数理・データサイエンスなどに関する理系的な素養を身に付け、社会科学的な知識を体得し、Society 5.0 の構築や普及の様々な場面で活躍する人材を養成する。

(出典：横浜国立大学学則、横浜国立大学大学院学則)

3 特徴

本学は、平成16年度に定めた「横浜国立大学憲章」において、現実の社会と関わりを重視する「実践性」、新しい試みを意欲的に推進する「先進性」、社会全体に大きく門戸を開く「開放性」、海外との交流を促進する「国際性」を、建学からの歴史の中で培われた精神として掲げ、21世紀における世界の学術研究と教育に重要な地歩を築くべく、努力を重ねることを宣言した。平成29年度には「グローバル新時代」、「文理融合」、「グローバルとローカルの接点」を3つの柱としたYNUアクションプランを策定した。21世紀グローバル新時代で活躍できる人材育成を、横浜・神奈川という地域に根差した文理融合キャンパスの本学で実践し、分野・部局を越えた横断的な教育、研究、社会貢献を推進することで、グローバル・エクセレンスな研究大学を目指している。近年における教育研究等の特徴は以下のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

- ①平成29年度に都市科学部の新設、教育人間科学部を教員養成に特化した教育学部へ改編し、経済学部・経営学部を1学科体制に改編すると同時に、新たな共同教育プログラムを構築した。また、理工学部を4学科体制から3学科体制に改編し教育体制を再構築し、各分野の強みや特色を生かしつつ、21世紀のグローバル新時代に求められる、広い専門性を持った実践的人材を育成する教育プログラムを実施する体制へと整備した。
- ②従来の教養教育、専門教育の枠組みから、平成29年度に全学部を対象とした全学教育科目、自学部等の学生を対象とした学部教育科目に再編し、教育課程（学部・学科等）をカリキュラム・ポリシーに基づいて科目を再編した。また、授業科目のナンバリングを行い、学部から大学院までの科目体系を可視化した。
- ③平成28年度に高大接続・全学教育推進センターを設置し、本学の高大接続システム改革の推進、大学教育の質的転換及び入学選抜方法の改善のための学生行動調査等を重視する分析・評価（学生IR）の推進、高大接続学習プログラムの実施、全学（教養）教育の導入整備及び授業改善、卒業後のキャリア形成を見据えつつ学生の主体的な学びの支援に取り組む体制の構築により、本学における教育改革活動を中心的に推進している。
- ④大学院についても、平成29年度に教育学研究科に教職大学院を設置し教員養成機能を強化するとともに、平成30年度に工学府を改組して理工学府を設置し、環境情報学府は組織改編を行い、第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い人材育成機能を強化した。併せて大学院教育強化推進センターを設置し、大学院IRの推進、大学院全学教育科目の開設等により、大学院教育に横串を入れる質的転換を推進している。
- ⑤平成29年度より、留学生向けのグローバルな専門型教育を行う横浜グローバル教育プログラム（YGEP）の運用を開始するなど留学生受け入れ促進に取り組んだ結果、留学生数が初めて1,000名を超えた。

(2) 研究に関する特徴

- ①研究の強みの深化と伸長を目指して、「①各教員の自由な発想に基づく基礎的・応用的研究」→「②優れた研究グループの拠点化（YNU研究拠点）」→「③卓越したYNU研究拠点への重点支援」→「④先端科学高等研究院での世界水準の研究推進」というスキームを確立した。さらに、一つのキャンパスに人文・社会・理工系の教員が集い、横断的・機動的に連携できる優位性を生かして、このスキームの下で文理融合研究を強力に押し進めてきた。
- ②YNU研究拠点のうち、社会的ニーズが高く、本学の研究プレゼンス向上につながる特に優れた研究拠点を学長が指定し、重点拠点として資金的援助を集中的に投入している（上記スキーム②→③）。これまで、3研究拠点が指定されており、重点拠点化で加速した研究は、国プロに採択される、あるいは企業との大型の連携事業を獲得して研究活動が一段と活発化するなど、研究の好循環を生んでいる。さらに、令和元年度からは若手研究者の拠点形成支援も開始して、次世代拠点の形成にも取り組んでいる。
- ③重点拠点化で加速した研究集団は、基幹経費化を達成した先端科学高等研究院の「リサーチクラスター（研究群）・ユニット」として、さらに先鋭化した研究活動を行っている（上記スキーム③→④）。現在は、8つのユニットからなる3つの分野横断型の研究群が世界最先端の研究活動を行っている。令和2年度には量子情報研究センター、先進化学エネルギー研究センターを設置し、ムーンショット型研究開発事業プロジェクトマネージャーに採択にされるなど、世界トップレベルの大規模研究プロジェクトを推進している。

(3) 社会連携、地域貢献に関する特徴

- ①神奈川県内の主要な地方自治体との包括連携体制を着実に構築している。地域における課題解決の一翼を担う社会貢献を加速させるために、国・神奈川県内の地方自治体審議会委員等への教職員従事数が拡大している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 名称変更の概要（教育学部・平成29年度名称変更）		
	1-1-1-02 名称変更の概要（教育学部・令和3年度名称変更）		
	1-1-1-03 設置計画の概要（経済学部）		
	1-1-1-04 設置計画の概要（経営学部）		
	1-1-1-05 名称変更の概要（理工学部）		
	1-1-1-06 基本計画書（都市科学部）		
	1-1-1-07 基本計画書（教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）・平成29年度設置）		
	1-1-1-08 基本計画書（教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）・令和3年度改組）		
	1-1-1-09 基本計画書（教育学研究科教育支援専攻）		
	1-1-1-10 基本計画書（理工学府）		
	1-1-1-11 基本計画書（環境情報学府）		
	1-1-1-12 基本計画書（先進実践学環）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1-1-1]

1. 教育学部の改組

平成29年度、2課程（学校教育課程・人間文化課程）の教育組織から成る教育人間科学部の人間文化課程の学生募集を停止し、教育人間科学部を1課程（学校教育課程）の教育組織から成る教育学部に改組した。教育学部は、大都市圏の中心都市から周辺域までを含んだ神奈川県に立地する唯一の国立大学教員養成学部として、急速に変化し、複雑化する現代社会における子どもと教育をめぐる諸課題を総合的に理解し、その課題を実践的、臨床的に解決できる資質を身につけた小学校・中学校・特別支援学校の教員を養成することを目的としている。さらには、令和3年度に地域密接型の教員養成学部として教員養成に特化し、地域の教員養成の中核的存在として、従来以上に重要な役割を果たしていくために、学校教育課程を学校教員養成課程と名称変更した。

2. 経済学部の改組

経済学部は、グローバル化の深化に対応し、経済社会のイノベーションをもたらす人材の育成をこれまで以上に推進するために、平成29年4月、経済システム学科と国際経済学科から成る従来の2学科制から、経済学科1学科制への改組を行った。(1)経済学の高い専門性を身につけるためのカリキュラムへと再編し、(2)英語による専門科目の開講による英語能力を強化するとともに、(3)統計的・数理的分析能力も強化し、さらに(4)グローバル科目を通じて海外での適応能力を涵養する。また、(5)経営学部との共同によるGlobal Business & Economics教育プログラムの新設を通じて、経済学と経営学の両方の専門性と、高い英語運用能力を持った人材を育成する。

3. 経営学部の改組

経営学部は平成29年度に組織改編を実施し、従来の4学科体制を1学科体制とした。また、夜間主コースを廃止し、代わって新たな社会人教育プログラムを開始した。学科を1つに統合する一方で、ビジネスに必須のヒト、モノ、金、情報という経営資源のうち、ヒト、モノを研究対象とするマネジメント分野、金を研究対象とするアカウンティング分野、情報を研究対象とするマネジメント・サイエンス分野に再編成した。加えて、それらをグローバルな視点で総括するグローバルビジネス分野を設定し、学修のとりまとめを図っている。また、経済学部との共同によるGlobal Business & Economics教育プログラムを新設し、経済学と経営学の両方の専門性と、高い英語運用能力を持った人材を育成する。

4. 理工学部の改組

理工学部は、これまでの4学科体制から平成29年度に機械・材料・海洋系学科、化学・生命系学科、数物・電子情報系学科の3学科体制に組織改編を行い、それぞれの学科の下に複数の教育プログラムを置き、それらが互いに連携する形で教育を実施している。なお、建築都市・環境系学科の建築EP、都市基盤EPが、それぞれ都市科学部の建築学科、都市基盤学科として組織再編している。

5. 都市科学部の設置

都市科学部は、本学第3期中期目標において、大学の基本的な目標として掲げられているグローバルな課題とローカルな課題を結び付けて解決する能力を目指して、グローバルな課題とローカルな課題が直結する国際都市＝横浜・神奈川地域に立脚する本学ならではの文理融合の蓄積とリスク共生学の強みを活かし、「都市科学」という今までにない学問領域の創出と、グローバルな課題とローカルな課題の両方に対応し、多様で複雑なリスク・課題の解決を図ることのできる人材育成を目指す学部として、平成29年4月に設置された。

6. 教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）の設置及び改組

教育現場における諸課題を、同僚性を活かして解決にあたることのできる教職に関する高度な専門性を有し、学校や地域で中核となって活躍し、またそれを支えることのできる教員の育成を目指して平成29年度に高度教職実践専攻（教職大学院）を設置した。さらには、令和3年度には、複雑な教育課題が山積する学校現場において、教職に関する高度な専門性を有し、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の養成と、確かな学力とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を目指して改組を行い、入学定員を15名から60名へと拡充した。

7. 教育学研究科教育支援専攻の改組
 学校及び社会における課題や子どもたちを取り巻く現状に対して、心理学または日本語教育の専門性を有し、学校教育における子どもや保護者に対する支援を行うことのできる人材の養成を目指す。このため、最先端の学問の追求を行うとともに、多様な教育に関する諸問題の原因究明と解決への方策に資する教育研究を行うことを目的に、教育支援専攻（入学定員16名）へと令和3年度に改組した。

8. 理工学府の設置
 平成30年度に理工学府を設置し、博士課程前期では、自らの専門分野における高度の専門能力と高い倫理性を持つとともに、広く他分野の科学技術に目を向ける進取の精神に富み、イノベーションによる産業力の更なる強化・発展に貢献し得る理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた高度専門職業人としての理工系人材の育成を目的とする。博士課程後期では、自らの専門分野における高度の専門能力と高い倫理性を持つとともに、広く他分野の科学技術にも目を向け、独創的な科学と技術を創造・研究・開発し、新たな学術と産業を主体的に切り開く、学界でも産業界でもグローバルに活躍できる創造性豊かな高度技術者・研究者のリーダー人材の育成を目的とする。

9. 環境情報学府の改組
 環境と情報を基軸に分野横断的領域および文理融合分野の教育をより一層強化することで、個々の専門分野に特化した知識や技能を備えつつも分野を越えたコミュニケーションの行える力量をもった人材を育成し、安心・安全な持続可能社会の実現に貢献できる高度専門職業人を輩出することを目的とし、環境情報学府を平成30年度に人工環境専攻、自然環境専攻、情報環境専攻の3専攻へと改組した。

10. 大学院先進実践学環の設置
 第5期科学技術計画で推進が謳われた「Society5.0」を構築するためには、超スマート化を実現する技術的な視点だけでは事足りず、社会を構成する人間の活動を科学的、体系的に理解できる文理融合・異分野融合の視点を持った人材が必要とされている。これに応えるため、文理融合教育を更に推進し、社会を構成する人間の理解と先進的な数理・データサイエンスの技法を基軸に、本学のすべての教育研究分野を融合して、Society 5.0における新たな価値とサービスの創出・普及の場面で実践的に活躍できる人材を養成するため、修士課程の研究科等連係課程実施基本組織として令和3年度に設置した。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

<p>[活動取組1-1-A] 平成29年度の全学一体による学部教育組織改編により、都市科学部の設置、教育人間科学部から教育学部への改編、経済学部・経営学部を1学科体制に改編、理工学部を4学科から3学科へ改編するなど、社会ニーズに即した広い専門性を持った実践的人材を育成する教育プログラムを実施する体制へと全学部を整備再編した。この学部教育組織改編に合わせて、従来の教養教育科目・専門教育科目という枠組みから、授業科目の提供形態に基づく全学教育科目・学部教育科目という枠組みへ再編成を行い、学部が自学部学生向けに行う教養教育は学部教育科目で開設するなど、学位プログラムを中心に科目を編成するカリキュラム体系を明確化した。また、全学教育（教養教育）の科目編成の見直しもを行い、新たにグローバル教育やイノベーション教育に関する科目群を開設した。さらに専門教育を学んでいる3年生以上に教養教育を履修させる仕組みとして、高年次履修システムを導入した。</p>	<p>1-1-A-01 YNUinitiative学士課程 (カリキュラムポリシー)</p> <p>1-1-A-02 平成29年度以降の大学教育システム改革について (非公表)</p>	<p>p. 7~16 (カリキュラムポリシー)</p>
<p>[活動取組1-1-B] 平成30年4月に、理工学府を設置して環境情報学府は組織改編を行い、新たな体制で開始した。理工学部及び都市科学部で育成する人材の進学先となる体制を構築するとともに、第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い人材育成機能を強化した。併せて研究科・学府を横断して科目を開設できる大学院全学教育科目を平成30年秋学期から制度化した。平成30年度秋学期は2科目を開設し、令和元年度は16科目、令和2年度は19科目を開設した。</p>	<p>1-1-B-01 YNUinitiative大学院課程 (抜粋)</p> <p>1-1-B-02 令和2年度大学院全学教育科目について</p> <p>1-1-B-03 博士学位論文の適切な作成指針について</p> <p>1-1-B-04 学位論文評価基準</p>	<p>p. 13~18</p>

<p>[活動取組 1-1-C]</p> <p>令和3年度に組織改編を行い、文理融合教育のさらなる推進を図っている。大学院設置基準の改正により新設された「研究科等連係課程実施基本組織」を活用した研究科等連係課程として、分野横断型の大学院修士課程である先進実践学環を設置し、Society5.0で活躍する人材養成を目指している。経済学部と経営学部の連携で運用する教育プログラムDSEP (Data Science EP)、LBEEP (Lawcal (Law+local) Business Economics EP) を新設し、優秀な学生には学部・修士5年一貫教育により高度な統計・情報処理技術を習得させ、理工系の素養を持った社会系の専門人材の育成などを目標としている。これらの取組は内閣府の令和2年第5回経済財政諮問会議において、地方大学における取組の好事例における今後の取組構想例として取り上げられている。さらには、教職大学院・教育学部との一体的改革を行い、地域の教育課題に柔軟かつ効果的に対応できる教員養成・育成機能を高めた。</p>	<p>1-1-C-01 先進実践学環組織図</p>		
	<p>1-1-C-02 DSEP、LBEEPについて</p>		
	<p>1-1-C-03 教職大学院と学部との一体的な改革</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目 1-2-1]</p> <p>大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること</p>	<p>・ 認証評価共通基礎データ様式</p> <p>認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1</p>		
<p>[分析項目 1-2-2]</p> <p>教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと</p>	<p>・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）</p> <p>1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目 1-2-2]</p> <p>本学では、40歳未満の若手教員の比率を令和3年度までに概ね20%に高めることを計画し、若手教員数を指標とした学長戦略経費の部局配分や「若手・中堅によるYNU研究拠点形成事業」等の取組を行っている。一方、平成29年度に改定した「第3期中期目標・中期計画期間における財政改革方針」アクションプランに基づき、全学を挙げて人件費削減にも取り組んでおり、定年退職教員数に比べて新規採用数を抑制した結果、令和3年5月における若手教員比率は14.4%となっている。</p>			

<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>[1-2-A] 令和2年4月にダイバーシティ担当の副学長を新たに置くとともに、ダイバーシティ戦略推進本部を設置し、全ての学生と教職員に対するジェンダー平等、両性支援を目指す一方で、障がいのある学生、外国につながる学生・教職員、LGBTQIA等、少数者の支援と啓発活動を展開している。また、平成30年度には、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」に採択されたことを機に、同事業の共同実施機関である大成建設株式会社、帝人株式会社、及び神奈川（K）・東京（T）に拠点を置く産学官によって構成される「ダイバーシティ連携協議会KT」を発足させた。本学は代表機関として、各機関や地域の特色を生かしながら相互に協力することにより、多様性に富む研究環境を整備するとともに、女性研究者・技術者の活躍促進を牽引している。</p>	<p>1-2-A-01 ダイバーシティ戦略推進本部リーフレット</p>		
	<p>1-2-A-02 ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）事業紹介リーフレット</p>		
	<p>1-2-A-03 大成建設株式会社とのクロスアポイントメント制度ニュースリリース</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>活動取組1-2-Aについて、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」事業の共同実施機関である大成建設株式会社とは、共同研究、合同セミナー、人材育成に係る協力などの取組を行っており、令和2年12月にはクロスアポイントメント制度を活用し、本学の教員が大成建設株式会社の「技術アドバイザー」として雇用されるなど、一層の連携強化と研究促進を図っている。なお、この取組は令和2年12月11日の日本経済新聞に掲載されるなど注目されている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること</p>	<p>・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）</p> <p>1-3-1 教員組織と教育組織の対応表</p>		
	<p>・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）</p>		
	<p>・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）</p> <p>1-3-1-01 横浜国立大学学則</p>	<p>第3条、第6条、第7条</p>	
	<p>1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則</p>	<p>第3条、第4条</p>	
	<p>1-3-1-03 国立大学法人横浜国立大学組織運営規則</p>	<p>第10条、第11条</p>	
	<p>1-3-1-04 横浜国立大学の教育研究組織に関する規則</p>		
<p>[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること</p>	<p>・ 責任者の氏名が分かる資料</p> <p>1-3-1-05 役員等一覧</p>		
	<p>・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）</p> <p>1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p>		
	<p>・ 教授会等の組織構成図、運営規定等</p>		

	1-3-2-01 横浜国立大学教育学部教授会規則		
	1-3-2-02 横浜国立大学教育学部代議員会規則		
	1-3-2-03 横浜国立大学経済学部教授会規則		
	1-3-2-04 横浜国立大学経営学部教授会規則		
	1-3-2-05 横浜国立大学理工学部教授会規則		
	1-3-2-06 横浜国立大学理工学部代議員会規則		
	1-3-2-07 横浜国立大学都市科学部教授会規則		
	1-3-2-08 横浜国立大学都市科学部代議員会規則		
	1-3-2-09 横浜国立大学大学院教育学研究科教授会規則		
	1-3-2-10 横浜国立大学大学院教育学研究科代議員会規則		
	1-3-2-11 横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則		
	1-3-2-12 横浜国立大学大学院国際社会科学府代議員会規則		
	1-3-2-13 横浜国立大学大学院理工学府教授会規則		
	1-3-2-14 横浜国立大学大学院理工学府代議員会規則		
	1-3-2-15 横浜国立大学大学院環境情報学府教授会規則		
	1-3-2-16 横浜国立大学大学院環境情報学府代議員会規則		
	1-3-2-17 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府教授会規則		
	1-3-2-18 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府代議員会規則		
	1-3-2-19 横浜国立大学大学院先進実践学環教授会規則		
	1-3-2-20 横浜国立大学大学院先進実践学環代議員会規則		
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・ 組織構成図、運営規定等 1-3-3-01 国立大学法人横浜国立大学教育研究評議会規則 1-3-3-02 国立大学法人横浜国立大学大学運営会議規則 1-3-3-03 横浜国立大学教務厚生部会規則 1-3-3-04 運営組織図 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針		
	1-3-3-01 国立大学法人横浜国立大学教育研究評議会規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人横浜国立大学評価部会規則		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-03 国立大学法人横浜国立大学理事及び副学長の職務分担について（令和3年度）		
	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 横浜国立大学学則	第3条、第6条、第7条、別表第4	再掲
	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	第3条、第4条、別表第4	再掲
	1-3-1-04 横浜国立大学の教育研究組織に関する規則		再掲
	2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の意義で作成されたもの。）		
	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針		再掲
	2-1-3-01 横浜国立大学の施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価の実施要領		
	2-1-3-02 国立大学法人横浜国立大学施設部会規則		
	2-1-3-03 国立大学法人横浜国立大学情報戦略推進機構規則		
	2-1-3-04 横浜国立大学附属図書館運営委員会規則		
	1-3-3-03 横浜国立大学教務厚生部会規則		再掲
2-1-3-05 国立大学法人横浜国立大学安全衛生推進機構運営委員会規則			

	2-1-3-06 横浜国立大学高大接続・全学教育推進センターに置く会議の組織運営に関する規則		
	2-1-3-07 横浜国立大学大学院教育強化推進センター規則		
	2-1-3-08 横浜国立大学大学院教育強化推進センターに置く会議の組織運営に関する規則		
	2-1-3-09 横浜国立大学ダイバーシティ戦略推進本部バリアフリー推進部門会議規則		
	2-1-3-10 横浜国立大学ダイバーシティ戦略推進本部バリアフリー推進部門障がい学生支援室規則		
	2-1-3-11 横浜国立大学国際戦略推進機構運営委員会規則		
	2-1-3-12 国立大学法人横浜国立大学におけるハラスメントの防止等に関する規則		
	2-1-3-13 横浜国立大学入学者選抜のための組織及び運営に関する規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 2-1-1] 「横浜国立大学における内部質保証の基本方針」第2第7に基づき、評価部会が各組織からの自己点検・評価の結果をとりまとめて確認を行う。その際、「国立大学法人横浜国立大学評価部会規則」第5条に基づき部会長を務める理事又は副学長（評価担当）が自己点検・評価の責任者としてとりまとめを行う。			
[分析項目 2-1-2] 教育課程の自己点検・評価については、教育研究上の基本組織である各学部、研究科、各学府及び学環を対象に、「横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領」のとおり定めている。その際、全学的に行うことが適切な事項については、各学部、研究科、各学府及び学環が、教務厚生部会、高大接続・全学教育推進センター、大学院教育強化推進センターと連携して実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
[活動取組 2-1-A] 大学教育再生加速プログラム（AP）テーマⅡ「学修成果の可視化」に採択（平成26年度～令和2年度）された。本事業は、大きく4つの事業があり①授業設計方法と成績評価の改善（厳格な成績評価と卒業認定システム）（Phase1）、②YNU学士力の可視化（教学・学生IRシステム拡充）（Phase2）、③YNU就業力の可視化（キャリア教育の再体系化）（Phase3）、④YNUポートフォリオ（学生自らの主体的学びのデザイン）（Phase4）、令和2年度に最終年度となり事業は終了した。なお、本事業の最終評価として「S」（計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、事業の目的を十分に達成できたと評価）となった。	2-1-A-01 大学教育再生加速プログラム（AP）テーマⅡ「学修成果の可視化」事業及び学生IR体制構築に係る成果報告書		
	2-1-A-02 大学教育再生加速プログラム事後評価結果		
[活動取組 2-1-B] 平成29年度に設置した都市科学部では、当初より運営諮問会議を置き、恒常的に社会からの視点を本学部の運営に反映させている。また、その他の学部・大学院においても都市科学部の成果を踏まえつつ学外者の意見を運営に反映する仕組みを導入している。社会科学系（国際社会科学府（研究院）、経済学部、経営学部）、理工学部及び理工学府、環境情報学府（研究院）、都市イノベーション学府（研究院）において、令和2年度までに関係規則の制定、委員の選定等を行い、令和3年度からは、学内の全部局において学外者の意見を聴取する体制が構築及び運用されている。	2-1-B-01 令和2年度都市科学部運営諮問会議委員名簿		
	2-1-B-02 令和元年度第2回都市科学部運営諮問会議議事録		
	2-1-B-03 令和2年度都市科学部運営諮問会議評価結果		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

活動取組 2-1-A について、大学教育再生加速プログラム (AP) の事後評価結果において「S」の総括評価を受けており、「成績評価の平準化と厳格化、学修成果の把握、教育課程の体系化、成果を踏まえた取組の改善、学生の授業外学修時間に関する取組が着実に進捗している」と評価されている。

2-1-A-02_大学教育再生加速プログラム事後評価結果

活動取組 2-1-A について、大学教育再生加速プログラム (AP) の事後評価結果において「S」の総括評価を受けており、「全学を横断するYNU教学マネジメントチーム (AP会議) の設置等、学長を中心とした全学的体制が整備されていることに加え、教職協働でのFD・SDの実施体制も整備されている」と評価されている。

2-1-A-02_大学教育再生加速プログラム事後評価結果

【改善を要する事項】

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領		再掲
	2-2-1-01 平成28年度第1回教務厚生部会資料9 (平成28年度教務厚生部会への引継事項) (非公表)		
	2-2-1-02 平成28年度第3回教務厚生部会資料10 (3ポリシー策定スケジュール) (非公表)		
	2-2-1-03 平成28年度第10回教務厚生部会議事要録 (非公表)		
	2-2-1-04 平成29年度第1回教務厚生部会資料8 (平成29年度教務厚生部会への引継事項) (非公表)		
	2-2-1-05 令和2年度第9回教務厚生部会議事要録 (非公表)		
[分析項目 2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 (別紙様式 2-2-2)		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針		再掲
[分析項目 2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領		再掲
	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 (別紙様式 2-2-3)		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針		再掲
	2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領		再掲
	2-1-3-01 横浜国立大学の施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価の実施要領		再掲
2-1-3-02 国立大学法人横浜国立大学施設部会規則		再掲	
2-2-3-01 国立大学法人横浜国立大学全学共通利用スペース運用規則			
2-2-3-02 スペースの有効活用に関する基本方針			

	2-2-3-03 建物利用状況調査実施要領		
	2-2-3-04 横浜国立大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）		
	2-2-3-05 国立大学法人横浜国立大学減損会計処理要項	第5、6、7、11	
	2-2-3-06 国立大学法人横浜国立大学エコキャンパス構築指針		
	2-2-3-07 国立大学法人横浜国立大学における省エネルギー推進に関する規則		
	2-2-3-08 附属図書館資料整備計画		
	2-2-3-09 学生用図書及び教養教育図書選定要項		
	2-2-3-10 令和3年度学生IR統括部門の全体方針・活動計画		
<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針		再掲
	2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領		再掲
	2-2-3-10 令和3年度学生IR統括部門の全体方針・活動計画		再掲
	2-2-3-02 スペースの有効活用に関する基本方針		再掲
	2-2-4-01 常盤台キャンパスマスタープラン2016		
	2-2-4-02 チューターの手引き		
2-2-4-03 チューターアンケート			
<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針		再掲
	2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領		再掲
	2-1-3-01 横浜国立大学の施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価の実施要領		再掲
<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針		再掲
	2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領		再掲
2-1-3-01 横浜国立大学の施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価の実施要領		再掲	

<p>[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針 2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領 2-1-3-01 横浜国立大学の施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価の実施要領</p>		<p>再掲 再掲 再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目 2-2-1] YNUイニシアティブは、平成29年度の全学一体改組（教育学部、経済学部、経営学部、理工学部、都市科学部）に合わせて、全学主導でフォーマットを提示し、全学で統一的に進めるために、項目を決めて改定した。3ポリシーは、可能な限り個々の学生が教育を受ける最小限の単位である、「学位プログラム」ごとに作成・明示することが重要と考え、複数学科を持つ学部等については、そのように作成・指導してきている。策定にあたっては、平成28年度第10回教務厚生部会で審議され、平成29年3月開催第148回教育研究評議会に報告されている。 2-2-1-03_平成28年度第10回教務厚生部会議事要録（非公表）</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>			
<p>[活動取組 2-2-A] 大学教育再生加速プログラム事業（テーマⅡ：学修成果の可視化）により、学生の主体的な学修を促すため、既存の学生ポートフォリオの内容を大幅に改修したYNU学生ポートフォリオを平成29年秋学期から運用を開始した。「学生プロフィール」機能により、春学期は、新生は高校時代の学修・生活行動自己チェック、2年生以上は学士力自己チェックと前学期の振り返りを、秋学期は全学年で学修・生活行動自己チェック、就業力自己チェック、および前学期の振り返りを、それぞれの履修登録期間中に実施した。（履修登録と連動しているので実施率は100%。）このように学生ポートフォリオによる学修成果の可視化を通じて学生が定期的に自分の学修内容・行動等を振り返ることができるようになった。</p>	<p>2-2-A-01 YNUアカデミックリテラシー2019 2-1-A-01 大学教育再生加速プログラム（AP）テーマⅡ「学修成果の可視化」事業及び学生IR体制構築に係る成果報告書</p>		<p>再掲</p>
<p>[活動取組 2-2-B] 大学教育再生加速プログラム事業と連動し、平成28年4月に高大接続・全学教育推進センターを発足させ、質保証の伴った大学教育を実現する体制を構築した。在学中の学修・生活行動や就業力調査、卒業後の卒業生・就職先調査など学生にフォーカスしたIR：Institutional Researchを「学生IR」と呼び、推進している。加えてグローバル人材の養成など産業界ニーズを継続的に収集している。それら学生IRで得られた知見は、教育改善の基礎情報として、各学部教授会でのFDセミナー、AP/FDニュースレター等で周知を図っている。正課のキャリア教育科目としては平成29年度の全学教育システム改革において、全学教育科目にキャリア教育科目群を設定し、「キャリア形成実践知」としてキャリア教育科目の再体系化を完成した。産学連携による課題解決型PBL科目、グローバル人材調査の成果を反映したグローバル人材養成科目等、アクティブ・ラーニング手法を駆使した科目群を開講している。</p>	<p>1-1-A-02 平成29年度以降の大学教育システム改革について（非公表） 2-2-B-01 APFDニュースレター一覧（創刊号～Vol.15号）</p>		<p>再掲</p>
<p>[活動取組 2-2-C] 内部質保証のための教育改善PDCAサイクルを回すために、教員個人・学部・全学の3つの層（レベル）におけるデータに基づいた教育改善活動を継続している。具体的には、「教員個人レベル」ではルーブリックの作成を含めたシラバス作成を通じてよりよい授業設計を行い、授業実施後、全学統一の成績評価基準で成績評価を行い、授業アンケート結果を基に自らの授業を振り返り、次年度の授業設計に生かす授業改善PDCAサイクルを定着する。「学部レベル」では学部・学科毎に集計・分析した学生IRデータを活用し、教育プログラムの充実を進める。「全学レベル」では授業アンケートや学生IRデータを集計・分析し、全学FD活動を実質化する。</p>	<p>2-2-C-01 授業別ルーブリック作成マニュアル 2-2-C-02 第6回大学教育再生加速プログラム会議議事録（平成27年3月16日）（非公表） 2-2-C-03 シラバス内容の充実、成績評価の厳格化による授業の質向上に向けて（依頼） 2-2-C-04 第8回大学教育再生加速プログラム会議（平成27年5月25日）資料3「FDミニシンポジウムの開催」（非公表）</p>		

<p>[活動取組 2-2-D] 平成28年度開講科目から「授業設計と成績評価ガイドライン」を導入し、授業の狙いである「履修目標」と最低限身に付ける内容である「到達目標」の2つの目標を設定し、履修目標を越えた学修の評価は「秀」、到達目標に達した学修の評価は「可」とするなど、全学的な成績評価基準の統一を行った。また、授業別ルーブリックを導入し、評価の観点と基準を明確にすることで、学生の主体的な学びを促している。成績評価の厳格化については、授業担当教員に対して注意喚起を行うとともに、成績分布WEB公開システムにより、本学専任教員がすべての学部授業科目の成績分布を確認できる仕組みを導入している。また、学生のGPAや修得単位数の分布については、学務情報システムにより可視化されており、授業担当教員は所属・学年毎にその状況を確認することができる。</p>	2-2-C-05 APFDニュースレター（2016年2月Vol. 5号）「平成27年度FDワークショップ」		
	2-2-D-01 授業設計と成績評価のガイドライン		
	2-2-C-02 第6回大学教育再生加速プログラム会議議事録（平成27年3月16日）（非公表）		再掲
	2-2-C-03 シラバス内容の充実、成績評価の厳格化による授業の質向上に向けて（依頼）		再掲
	2-2-C-04 第8回大学教育再生加速プログラム会議（平成27年5月25日）資料3「FDミニシンポジウムの開催」（非公表）		再掲
	2-2-C-05 APFDニュースレター（2016年2月Vol. 5号）「平成27年度FDワークショップ」		再掲
	2-2-D-02 文部科学省中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会（第5回）横浜国立大学「授業設計と成績評価ガイドライン」について発表資料		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>活動取組 2-2-A について、大学教育再生加速プログラム（AP）の事後評価結果において「S」の総括評価を受けており、「大学改革や教学IRの有識者で構成される「外部評価委員会」も設置していることから、自己評価による取組改善実質化のための外部体制も整備されているとともに、外部評価委員会からの指摘に対しては適切な対応もなされている」と評価されている。</p> <p>2-1-A-02_大学教育再生加速プログラム事後評価結果</p>			
<p>活動取組 2-2-C について、大学教育再生加速プログラム（AP）の事後評価結果において「S」の総括評価を受けており、「YNU学生ポートフォリオなどを基に、客観的なエビデンスに基づいたPDCAサイクルを機能させている」と評価されている。</p> <p>2-1-A-02_大学教育再生加速プログラム事後評価結果</p>			
<p>活動取組 2-2-D について、大学教育再生加速プログラムの成果として、文部科学省教学マネジメント特別委員会（第5回令和元年5月30日）において、授業設計方法と成績評価の改善に関する発表を行っている。事業成果を普及するとともに、本学の取組が全国的に注目されていることを示している。</p> <p>2-2-D-02_文部科学省中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会（第5回）横浜国立大学「授業設計と成績評価ガイドライン」について発表資料</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること</p>			
<p>分析項目</p> <p>[分析項目 2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> <p>・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）</p> <p>2-3-1 計画等の進捗状況一覧</p> <p>2-3-1-01 横浜国立大学大学院教育学研究科規則</p>	<p>備考</p> <p>現況分析の判定結果等における「改善を要する点」に対する対応状況に係る資料 第5条の2</p>	<p>再掲</p>

<p>[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等</p>		
<p>[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。</p> <p>2-3-3-01 平成29年度就職先調査結果報告書（非公表）</p> <p>2-3-3-02 横浜国立大学高大接続・全学教育推進センター AP FD NEWS LETTER</p> <p>2-3-3-03 令和2年度春学期授業アンケート平均値一覧（非公表）</p> <p>2-3-3-04 令和2年度秋学期授業アンケート平均値一覧（非公表）</p> <p>2-3-3-05 2020年度卒業時アンケート集計結果（非公表）</p> <p>2-3-3-06 2017卒業生アンケート集計結果（非公表）</p> <p>2-3-3-07 2018理系卒業生就職先FGインタビュー調査（非公表）</p> <p>2-3-3-08 2019教育系卒業生就職先FGインタビュー調査（非公表）</p> <p>2-3-3-09 2019社会系卒業生就職先FGインタビュー調査（非公表）</p> <p>2-3-3-10 平成27年度オープンキャンパス来場者アンケート</p> <p>2-3-3-11 要望書（国際協力機構）（非公表）</p> <p>2-3-3-12 要望書（神奈川産業振興センター）（非公表）</p> <p>2-3-3-13 要望書（横浜商工会議所）（非公表）</p> <p>2-3-3-14 Global Studies in Economicsガイドブック</p> <p>2-3-3-15 英語による課題プロジェクト演習シラバス</p> <p>2-3-3-16 GBEEPパンフレット</p> <p>2-3-3-17 要望書（東短リサーチ株式会社）（非公表）</p> <p>2-3-3-18 要望書（みずほ投信投資顧問株式会社）（非公表）</p> <p>2-3-3-19 要望書（資産管理サービス信託銀行）（非公表）</p> <p>2-3-3-20 データサイエンス関係シラバス</p> <p>2-3-3-21 令和元年度オープンキャンパス来場者アンケート</p> <p>2-3-3-22 IT関連企業への企業インタビュー</p> <p>2-3-3-23 5年一貫教育に関する企業インタビュー</p> <p>2-3-3-24 文理融合教育プログラムに関するアンケート</p> <p>2-3-3-25 Data Science EP (DSEP)の概要</p>		

	2-3-3-26 令和3年度入学者選抜要項（抜粋）		
	2-3-3-27 法的素養を求める企業・団体へのインタビュー		
	2-3-3-28 Lawcal Business Economics EP (LBEEP) の概要		
<p>[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-1-A-01 大学教育再生加速プログラム（AP）テーマⅡ「学修成果の可視化」事業及び学生IR体制構築に係る成果報告書		再掲
	2-3-4-01 JABEE認定プログラム教育機関名別一覧（非公表）		
	2-3-4-02 2017年3月JABEE審査結果（理工学部機械工学・材料系学科）		
	2-3-4-03 2018年3月JABEE審査結果（理工学部建築都市・環境系学科）		
	2-3-4-04 国際社会科学府法曹実務専攻外部評価報告書（平成30年5月）		
	2-3-4-05 グローバルリーガルサポートセンター外部評価報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
<p>[活動取組2-3-A] 学生による授業アンケートは、学部の授業科目（ただし、ゼミ、一部演習科目、卒業研究関連科目は除く。）を対象に毎学期／タームで実施している。当初は紙媒体（回答票に記入・提出）で実施していたが、平成29年秋学期からWEBで行うこととなった。質問内容は、授業内容、理解度や満足度について、4段階（非常にそう思う、ややそう思う、あまりそう思わない、まったくそう思わない）で回答させている。集計は、開講学部やクラス規模に分けて行っているが、全体の総合評価（満足度 4.0満点）では、令和2年度春学期は3.20、令和2年度秋学期は3.31など、満足度を得られた回答となっている。</p>	2-3-3-03 令和2年度春学期授業アンケート平均値一覧（非公表）		再掲
	2-3-3-04 令和2年度秋学期授業アンケート平均値一覧（非公表）		再掲
<p>[活動取組2-3-B] 卒業を間近に迎えた学部4年生に対して、毎年2～3月頃に卒業時アンケート（WEBアンケート）を実施しており、令和2年度は卒業予定者の35.9%（628人）から回答があった。本学に対する総合的な満足度に関する質問では、「大変満足している」が32.2%、「ある程度満足している」が61.0%と、約9割の学生が満足していると回答している。また、教育プログラムに対する満足度については、「専門科目の授業内容」「ゼミや研究室での活動」「卒業論文や卒業研究指導」「教養科目の授業内容」「初年次教育」の順で満足している旨の回答があった。また、卒業後進路への満足度についても、93.0%の学生が満足していると回答している。</p>	2-3-3-05 2020年度卒業時アンケート集計結果（非公表）		再掲
<p>[活動取組2-3-C] 平成29年より3年計画で卒業後の卒業生・就職先調査を立案・実施し、大学教育の質保証に関してステークホルダーの意見収集に努めている。平成29年に平成24年～平成26年度に本学を卒業（入社3～5年）した卒業生に対しWEBアンケート調査を実施した。横浜国立大学教育の総合満足度（平均）は、5件法で3.62、満足層65.9%、不満足層11.5%になり、本学の教育の有効性を感じている回答となっている。</p>	2-3-3-06 2017卒業生アンケート集計結果（非公表）		再掲

<p>[活動取組2-3-D] 平成30年～令和元年に掛けて、本学卒業生の就職先企業の人事等担当者と卒業生（入社3年～5年経過）に対して、それぞれにグループ・インタビューを行い、本学の教育に関する評価や本学教育の改善点などを調査した。平成30年は理系大学院（工学府、環境情報学府、都市イノベーション学府）の修生と主な就職先を対象に調査を行い、令和元年は教育・社会科学系学部（教育人間科学部、経済学部、経営学部）の卒業生と主な就職先を対象に調査を行った。調査結果は高大接続・全学教育推進センターで分析を行い、学内に報告書を公表している。</p>	<p>2-3-3-07 2018理系卒業生就職先FGインタビュー調査（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-3-08 2019教育系卒業生就職先FGインタビュー調査（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-3-09 2019社会系卒業生就職先FGインタビュー調査（非公表）</p>		再掲
<p>[活動取組2-3-E] 経済学部では、平成27年に行ったオープンキャンパス来場者アンケートおよび平成28年度の外部識者からの複数の要望書を受け、平成29年度4月からの経済学部改組において、「グローバル人材の養成」（海外適応能力の涵養、英語によるコミュニケーション力の養成）の取組を開始した。とくにGlobal Studies in Economicsにおいて、エジンバラ英語研修、欧州英語討論会、アジア英語討論会等のグローバル科目群を実施している。また、双方向型・課題解決型の英語による課題プロジェクト演習を実施するとともに、経営学部との共同によるGlobal Business and Economics EP (GBEEP) を新設している。</p>	<p>2-3-3-10 平成27年度オープンキャンパス来場者アンケート</p>		再掲
	<p>2-3-3-11 要望書（国際協力機構）（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-3-12 要望書（神奈川産業振興センター）（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-3-13 要望書（横浜商工会議所）（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-3-14 Global Studies in Economicsガイドブック</p>		再掲
	<p>2-3-3-15 英語による課題プロジェクト演習シラバス</p>		再掲
	<p>2-3-3-16 GBEEPパンフレット</p>		再掲
<p>[活動取組2-3-F] 経済学部では、平成27年に行ったオープンキャンパス来場者アンケートおよび平成28年度の外部識者からの複数の要望書を受け、平成29年度4月からの経済学部改組において、「数理データサイエンティストの養成」（数理解析およびプログラミング能力の涵養、統計・計量分析およびビッグデータ分析の手法の教授）を強化した。特に、1年次のコンピュータリテラシーおよびデータ解析の講義での統計用プログラミング言語Rを使ったプログラミング教育の実施、経済数学・数理統計・計量経済学での数理解析・プログラミング教育の実施、マクロデータサイエンス・ミクロデータサイエンスの新任教員による新規開講を行った。</p>	<p>2-3-3-10 平成27年度オープンキャンパス来場者アンケート</p>		再掲
	<p>2-3-3-17 要望書（東短リサーチ株式会社）（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-3-18 要望書（みずほ投信投資顧問株式会社）（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-3-19 要望書（資産管理サービス信託銀行）（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-3-20 データサイエンス関係シラバス</p>		再掲
<p>[活動取組2-3-G] 経済学部では、令和元年6月に行ったオープンキャンパス来場者アンケート、令和元年に行ったIT関連企業への企業インタビュー、および令和2年1月に行った文理融合教育プログラムに関するアンケート調査等を受け、平成29年度の経済学部改組での「数理データサイエンティストの養成」の教育プログラムをさらに強化するために文理融合とAI教育を新たな柱に加え、大学院との一貫コースを可能にする経営学部との連携教育プログラムDSEP (Data Science EP) を令和3年度4月から開始した（定員10名）。ここでは、経済・経営・法律の専門教育に加えて「数理・データサイエンス・AI」の知識を備えた情報処理・統計分析能力の融合による新たな価値創造ができる人材を育成するためのデータサイエンスリテラシー&コア科目を新設したことに特徴がある。数理統計、計量経済学、ミクロデータサイエンス、マクロデータサイエンス、経済数学などの科目群をそろえて、大学院先進実践学環「社会データサイエンス・コース」と連携し5年一貫教育による修士学位取得（社会データサイエンティスト）を可能とした。</p>	<p>2-3-3-21 令和元年度オープンキャンパス来場者アンケート</p>		再掲
	<p>2-3-3-22 IT関連企業への企業インタビュー</p>		再掲
	<p>2-3-3-23 5年一貫教育に関する企業インタビュー</p>		再掲
	<p>2-3-3-24 文理融合教育プログラムに関するアンケート</p>		再掲
	<p>2-3-3-25 Data Science EP (DSEP)の概要</p>		再掲
<p>[活動取組2-3-H] 経済学部では、令和元年6月に行ったオープンキャンパス来場者アンケート、および令和元年行った法的素養を求める企業・団体へのインタビューを受け、経済学部は経営学部と連携して令和3年度4月から、経済の専門性と法学・政治学を学び、EBPMに基づく地域社会の課題解決を担う人材を育成するためのLawcal Business Economics EP (LBEEP) を開始した（定員10名）。ここではローカル／グローバルの両面をも地域・国際社会に密着した実践教育（Lawcal-Lawcal）によって問題解決に必要な創造力・想像力を育成する</p>	<p>2-3-3-21 令和元年度オープンキャンパス来場者アンケート</p>		再掲
	<p>2-3-3-27 法的素養を求める企業・団体へのインタビュー</p>		再掲
	<p>2-3-3-23 5年一貫教育に関する企業インタビュー</p>		再掲

<p>実践教育（Lawcal-Law+Local）により、問題解決に必要な創造力・想像力を育成する。大学院先進実践学環「成熟社会コース」および「国際ガバナンスコース」と連携し5年一貫教育による修士学位取得を可能とした。</p>	<p>2-3-3-28 Lawcal Business Economics EP (LBEEP) の概要</p>		再掲
	<p>2-3-3-26 令和3年度入学者選抜要項（抜粋）</p>		再掲
<p>[活動取組2-3-1] 平成20年度より認証されている都市科学部都市基盤学科（JABEE認定プログラム：理工学部建築都市・環境系学科（都市基盤教育プログラム））に加え、平成27年度に理工学部機械工学EPにおいて「機械工学教育プログラム」が認証を受け、それぞれの教育プログラムにおいて継続のための自己点検を実施している。令和元年度には、理工系学部教育の国際的な質の保証を目的として、JABEEに代わる国際的な認証の取得を検討し、持続可能な開発目標（SDGs）に係る副専攻プログラムについてユネスコチャエプログラムに申請を行った。</p>	<p>2-3-4-01 JABEE認定プログラム教育機関名別一覧（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-4-02 2017年3月JABEE審査結果（理工学部機械工学・材料系学科）</p>		再掲
	<p>2-3-4-03 2018年3月JABEE審査結果（理工学部建築都市・環境系学科）</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>2-4-1-01 横浜国立大学教育研究組織の改編等に関する取扱要項</p> <p>2-1-1-01 横浜国立大学における内部質保証の基本方針</p> <p>2-1-2-01 横浜国立大学の教育課程に係る自己点検・評価の実施要領</p> <p>1-3-3-01 国立大学法人横浜国立大学教育研究評議会規則</p> <p>1-3-3-02 国立大学法人横浜国立大学大学運営会議規則</p> <p>・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料</p> <p>2-4-1-02 第159回役員・部局長合同会議議事録</p> <p>2-4-1-03 第138回教育研究評議会議事録</p> <p>2-4-1-04 平成29年度組織要求関係資料</p> <p>2-4-1-05 第172回役員・部局長合同会議議事録</p> <p>2-4-1-06 第148回教育研究評議会議事録</p> <p>2-4-1-07 平成30年度組織要求関係資料</p> <p>2-4-1-08 第24回大学運営会議議事録</p>	<p>第4条</p> <p>第3条</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>

	2-4-1-09 第182回教育研究評議会議事録		
	2-4-1-10 令和3年度組織要求関係資料	資料内の議題名は誤りで実際は令和3年度組織要求	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-4-1] 「横浜国立大学教育研究組織の改編等に関する取扱要項」で教育研究組織の改編について審議することとされている「大学運営会議」は、平成30年度にガバナンス強化を目的に「役員・部局長合同会議」を廃止して新たに設置したものである。当該関係資料は資料の重複を避けるために、教育研究評議会の資料のみを根拠としている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） 2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類 2-5-1-01 国立大学法人横浜国立大学教員の就業に関する規則（非公表）	第3条	
	2-5-1-02 国立大学法人横浜国立大学教員資格基準（非公表）		
	2-5-1-03 国立大学法人横浜国立大学教員人事の基本方針（非公表）		
	2-5-1-04 国立大学法人横浜国立大学人事委員会規則（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-05 審査報告書（採用例）（非公表）		
	2-5-1-06 審査報告書（昇任例）（非公表）		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		

	<p>2-5-2 教員業績評価の実施状況</p> <p>・明文化された規定類</p> <p>2-5-2-01 横浜国立大学における教員業績評価大綱（非公表）</p> <p>2-5-2-02 教員業績評価実施要綱（非公表）</p> <p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）</p> <p>2-5-2-01 横浜国立大学における教員業績評価大綱（非公表）</p> <p>2-5-2-02 教員業績評価実施要綱（非公表）</p> <p>2-5-2-03 教員業績調書様式（非公表）</p> <p>2-5-2-04 2020年度教員業績評価スケジュール（非公表）</p> <p>2-5-2-05 2020年度教員業績評価結果の全体概要（非公表）</p> <p>2-5-2-06 2020年度教員業績評価部局等人数分布統計資料（非公表）</p>		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）</p> <p>2-5-3 評価結果に基づく取組</p> <p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</p> <p>2-5-2-01 横浜国立大学における教員業績評価大綱（非公表）</p> <p>2-5-2-02 教員業績評価実施要綱（非公表）</p> <p>2-5-3-01 国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則（非公表）</p> <p>2-5-3-02 国立大学法人横浜国立大学年俸制教員(A)給与規則（非公表）</p> <p>2-5-3-03 国立大学法人横浜国立大学年俸制教職員給与規則（非公表）</p> <p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</p> <p>2-5-2-01 横浜国立大学における教員業績評価大綱（非公表）</p> <p>2-5-2-02 教員業績評価実施要綱（非公表）</p> <p>2-5-2-03 教員業績調書様式（非公表）</p> <p>2-5-2-04 2020年度教員業績評価スケジュール（非公表）</p> <p>2-5-2-05 2020年度教員業績評価結果の全体概要（非公表）</p> <p>2-5-2-06 2020年度教員業績評価部局等人数分布統計資料（非公表）</p>		再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）</p> <p>2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）</p> <p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		

	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 国立大学法人横浜国立大学事務組織規則		
	2-5-5-02 国立大学法人横浜国立大学事務局事務分掌細則		
	2-5-5-03 横浜国立大学教育学系事務部事務分掌細則		
	2-5-5-04 横浜国立大学社会科学系事務部事務分掌細則		
	2-5-5-05 横浜国立大学理工学系事務部事務分掌細則		
	2-5-5-06 事務組織図		
	2-5-5-07 横浜国立大学大学院工学研究院等教室系技術職員の組織等に関する取扱要項		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
	2-5-5-08 特別研究教員、助手の配置について		
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 2020年度「TA研修」資料の入手方法について		
	2-5-6-02 2019年度TA研修会資料	令和2年度はオンライン上の動画配信であったため令和元年度資料提出	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-5-1] 本学は、大学院の部局化により研究組織としての「研究院」、教育組織としての「学府」を持つ形態の大学院を設置しており、そうした部局の教員人事は教員組織である「研究院」で行っている。そのため、大学院課程における教育研究上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料は、担当する学部と同一の資料となっている。			
[分析項目2-5-2] 本学は、総合大学であることに鑑み、部局毎に教員業績評価を実施していたが、全学の教育研究活動を把握するため、平成28年度に教員活動報告の実施方針等を策定のうえ、導入を決定し、活動状況を把握できる体制を全学的に整備した。さらには、平成31年度から教員業績評価を実施することを決定し、平成31年3月に「横浜国立大学における教員業績評価大綱」及び「教員業績評価実施要綱」を制定し、実施体制を整備した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
[活動取組2-5-A] 平成27年に神奈川大学、関東学院大学及び本学による「FD活動の連携に関する包括協定」が締結され、平成29年には横浜市立大学を加えた4大学により、あらためて締結され、教	2-5-A-01 第3回ヨコハマFDフォーラムの報告		

<p>学運営に関わるSD活動も含めて連携を行っている。4大学が共同主催する「ヨコハマFDフォーラム」は、毎年開催されており、平成29年は「学生調査の現状と課題」、平成30年は、「アクティブ・ラーニングは大学教育をどう変えたか？ 学生のホンネ・教員のホンネ」をテーマで開催された。令和元年は、「地域連携による大学教育 PBLとシチズンシップ教育」をテーマで開催され、学生と教職員一体となった議論を交わした。令和2年度は、「横浜4大学におけるオンライン授業の実施状況・課題・展望 ～学生とともに考えるウィズ&ポストコロナの大学授業～」をオンラインにて実施した。</p>	<p>2-5-A-02 第4回ヨコハマFDフォーラムの報告</p>	
<p>〔活動取組2-5-B〕 本学ではFDに関する全学的な取組として、学部教育に係る授業科目について学生による授業アンケートを毎学期／タームで実施し、授業担当教員がアンケート結果を踏まえて授業内容の自己点検を行い、授業改善に取り組んでいる。また、各学部の教授会の前に「FDセミナー」を開催し、高大接続・全学教育推進センターの教員がFD等の全学的な取組について、各学部の教員に説明を定期的に行っている。さらに本学は神奈川大学、関東学院大学及び横浜市立大学と「FD活動の連携に関する包括協定」を締結しており、同協定に基づく「ヨコハマFDフォーラム」を4大学合同で毎年開催している。これらの取組はFD推進に係る全学会議（高大接続・全学教育推進センター教育開発・学修支援部会）において企画・調整を行っている。なお、これら本学における各種の取組は、高大接続・全学教育推進センターが発行するAP/FDニュースレター（年2回発行）によって教職員向けに情報発信されている。</p>	<p>2-5-A-03 第5回ヨコハマFDフォーラムの報告</p> <p>2-5-A-04 第6回ヨコハマFDフォーラムの報告</p> <p>2-5-B-01 APFDニュースレター Vol.15</p>	
<p>〔活動取組2-5-C〕 「FDセミナー」と称して、各学部教授会において出張型のFD研修を実施するようになったのは平成28年度からであるが、それ以前は年に1回、全学教職員を対象とした「FDシンポジウム」を開催していた（ただし、平成27年度は「FDシンポジウム」から「YNU教育フォーラム」に名称を変更）。 なお、平成28年度からスタートした「FDセミナー」は秋学期に1回のみであったが、平成29年度以降は春・秋学期に1回ずつ行うようにしている。FDシンポジウム、YNU教育フォーラム、各FDセミナーのテーマ（取り扱った内容）は資料2-5-C-01の通り。</p>	<p>2-5-C-01 FDシンポジウム、YNU教育フォーラム、各FDセミナーのテーマ</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01 令和2事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 令和2年度監事監査報告書		
	3-1-1-03 令和2年度会計監査人監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	・各項目に関し、30%以上乖離している場合は、その理由を確認する。		
	・経常損失がある場合は、その理由を確認する。		
	・特別損失が過大である場合は、その理由を確認する。		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組3-1-A] 令和元年度に、学内で収入額との比較を行うことでコストの妥当性についての言及を行う 本学独自のコスト分析を実施した。分析の結果、近年、教員の研究エフォート増に伴う人件費（研究コスト）が増加傾向にあることが判明した。このことから、間接経費の割合を増加することで、研究に係る人件費を支出する必要性があるとの認識に至り、令和2年度から民間企業との共同研究の間接経費の割合を10%から30%に上げることで、増収を図ることとした。	3-1-A-01 共同研究の間接経費についてのお願い		

<p>[活動取組3-1-B] 平成28年度に卒業生・基金室を設置し、横浜国立大学基金及び学生修学支援基金を設立（税額控除認可）するなど、寄附募集活動を行うための土台作り着手した。さらに基金パンフレットを作成し、各同窓会やイベント等で配布、基金ウェブサイトの設置等による周知活動を行うとともに、寄附者がクレジットカードや専用払込書による支払いができるよう寄附手段の拡充を図った。また、寄附獲得を促進するためにファンドレイザーを採用し、卒業生や卒業生が役員等を務める企業に積極的な寄附募集アプローチを開始、さらに寄附者との連携を強めるための取り組みとして「感謝の集い」を実施した。令和2年度においては、寄附データベースや帝国データバンクのリストを活用したファンドレイザーによる卒業生訪問、手紙、電話等による寄附募集のためのアプローチや、コロナ禍における学生の生活支援に係る特設ウェブサイトを設置し、重点的な寄附金獲得活動を行った。</p>	<p>3-1-B-01 基金受入実績データ</p>	
---	---	--

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
 活動取組3-1-Bについて、令和2年度の寄附金受入額は168,401,174円で、取組を開始した平成28年度から令和2年度までの基金の累計は2,264件335,279,595円となった。令和2年度の寄附金受入額は飛躍的に増加し、卒業生・基金室が設置された平成28年度から令和元年度までの4年間の累計を上回る受入額となった。令和2年度の寄附金受入れにおいては、特にファンドレイザーが主体となって進めた「感謝の集い」をきっかけとした50,000千円の寄附や、卒業生及び卒業生が役員等を務める企業からの寄附（20,000千円）、さらには新型コロナウイルスに係る本学の対応として力を入れた「コロナ禍における学生の生活支援」を目的とした寄附が56,221千円となるなど、多大な成果をあげた。

【改善を要する事項】

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること</p>	<p>・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）</p> <p>1-3-1-03 国立大学法人横浜国立大学組織運営規則</p> <p>3-2-1-01 国立大学法人横浜国立大学役員会規則</p> <p>3-2-1-02 国立大学法人横浜国立大学学長選考会議規則</p> <p>3-2-1-03 国立大学法人横浜国立大学経営協議会規則</p> <p>1-3-3-01 国立大学法人横浜国立大学教育研究評議会規則</p> <p>3-2-1-04 国立大学法人横浜国立大学経営戦略会議規則</p> <p>1-3-3-02 国立大学法人横浜国立大学大学運営会議規則</p> <p>1-3-3-04 運営組織図</p> <p>・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料</p> <p>該当なし</p>		<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>

	・ 役職者の名簿		
	1-3-1-05 役員等一覧		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・ 法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2）		
	・ 危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組3-2-A] 安全保障輸出管理について、平成28年度に「安全保障輸出管理ガイダンス」を発行し、全教員及び留学生等に配布するとともに、ウェブサイトでの情報提供等を行い、理解及び啓発を促した。平成29年度から安全保障輸出管理の運用状況確認及び輸出管理関連トラブルを事前に防止するため「安全保障輸出管理監査」を毎年実施し、令和元年度には輸出管理に係る業務を適切かつ円滑に実施することを目的とし「安全保障輸出管理の運用について」を定めた。こうした先進的取組について、令和元年度には神奈川県内の15大学が参加する「かながわ地区大学に対する勉強会」を企画立案するとともに、国立大学4大学等が本学を来訪し本学管理体制を情報提供する活動を行った。また、経済産業省の依頼を受け、平成29年度にはタイ国安全保障輸出管理者、令和元年度はインドネシア商業省輸出管理担当者が本学を訪問し、安全保障輸出管理に関する情報提供・意見交換を行っている。	3-2-A-01 安全保障輸出管理ガイダンス		
	3-2-A-02 国立大学法人横浜国立大学安全保障輸出管理の運用について		
	3-2-A-03 タイ国安全保障輸出管理者との意見交換会		
	3-2-A-04 インドネシア商業省輸出管理担当者との意見交換会		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・ 事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧		
	・ 根拠となる規定類		

	1-3-1-03 国立大学法人横浜国立大学組織運営規則	第22条、第23条	再掲
	2-5-5-01 国立大学法人横浜国立大学事務組織規則		再掲
	2-5-5-02 国立大学法人横浜国立大学事務局事務分掌細則		再掲
	2-5-5-03 横浜国立大学教育学系事務部事務分掌細則		再掲
	2-5-5-04 横浜国立大学社会科学系事務部事務分掌細則		再掲
	2-5-5-05 横浜国立大学理工学系事務部事務分掌細則		再掲
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-06 事務組織図		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>[活動取組3-4-A] 平成24年度に宇都宮大学と「大学情報戦略の協調に関する協定」を締結し、本学と宇都宮大学との間で相互派遣する研修を実施した。平成30年度には新制中規模国立大学間包括連携協定(平成29年3月締結)に基づき、新制中規模国立大学からの研修も受け入れ、同規模の大学の教職員が集合してのグループワークにおける情報交換、通常業務では得ることができない高度かつ実務的な研修を実施した。</p>	3-4-A-01 宇都宮大学と「大学情報戦略の協調に関する協定」(非公表)		
	3-4-A-02 新制中規模国立大学情報セキュリティ対策研修		
<p>[活動取組3-4-B] 課題解決に取り組み、業務改善や新たな企画(成果)を实らせることを目的とする「研鑽グループ支援研修」を各年度において実施している。若手職員による研鑽グループの企画により令和元年度に「受験生のためのYNU教員紹介」を本学ウェブサイトにて設けるなどSD活動が教育活動の改善につながっている。</p>	3-4-B-01 大学職員SD研修「研鑽グループ支援研修」実施要項		
	3-4-B-02 受験生のためのYNU教員紹介(抜粋)		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること</p>	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人横浜国立大学監事監査規則		
	3-5-1-02 国立大学法人横浜国立大学監事の業務に関する規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料(直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等)		
	3-5-1-03 令和2年度監事監査計画(非公表)		
	3-1-1-02 令和2年度監事監査報告書		再掲
<p>[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること</p>	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料(直近年度の監査計画書等)		
	3-5-2-01 令和2年度会計監査人監査計画書(非公表)		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料(直近年度の会計監査人による監査報告書等)		
	3-1-1-03 令和2年度会計監査人監査報告書		再掲

<p>[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること</p>	<p>・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）</p> <p>1-3-1-03 国立大学法人横浜国立大学組織運営規則</p> <p>3-5-3-01 国立大学法人横浜国立大学監査室要項</p> <p>・内部監査に関する規定</p> <p>3-5-3-02 国立大学法人横浜国立大学内部監査規則</p> <p>・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）</p> <p>3-5-3-03 令和2年度内部監査計画書（非公表）</p> <p>3-5-3-04 令和2年度内部監査報告書（非公表）</p>	<p>第21条</p> <p>再掲</p>	
<p>[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p>	<p>・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）</p> <p>3-5-4-01 第28回大学運営会議議事録（議題：「令和2年度内部監査について」）</p> <p>3-5-4-02 第28回経営戦略会議議事録（議題：「令和元年度監事監査意見書および令和2年度監事監査計画について」）</p> <p>3-5-4-03 第37回経営戦略会議議事録（議題：「令和2年度内部監査の報告について」）</p> <p>3-5-4-04 令和2年6月4者協議会議事録（非公表）</p> <p>3-5-4-05 令和2年9月監査法人-学長期首ディスカッション議事録（非公表）</p> <p>3-5-4-06 令和2年9月監査法人-財務部長期首ディスカッション議事録（非公表）</p> <p>3-5-4-07 令和2年9月監査法人-監査室期首ディスカッション議事録（非公表）</p> <p>3-5-4-08 令和2年9月監査法人-監事期首ディスカッション議事録（非公表）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組3-5-A] 監事機能の強化について、平成28年度より監事を非常勤2名のうち1名を常勤とし、役員懇談会や教育研究評議会、部局教授会や大学で開催するシンポジウム等に参加することで、情報共有を図り、マネジメントの要素のみならずアカデミックな視点から幅広く大学の運営に関し意見を述べる事が可能となり、大学運営に対する監事機能が一層強化された。</p>	<p>3-5-A-01 役員の氏名、役職、任期及び経歴</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

【改善を要する事項】			
基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 教育職員免許法施行規則第22条の6による公表事項について、都市イノベーション学府では平成31年度入学者より教育職員免許状取得の対象外となっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組3-6-A] 財務諸表の公表に加えて、大学の財務に関する情報を取りまとめ分かりやすく解説した「財務レポート」（平成30年度からは「学術・財務レポート」）を作成し、大学のウェブサイトや学外に発信している。	3-6-A-01 学術×財務レポートAcademic × Financial Report2020		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	2-2-3-04 横浜国立大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）		再掲
	2-2-4-01 常盤台キャンパスマスタープラン2016		再掲
	4-1-3-01 常盤台キャンパスバリアフリーマップ		
	4-1-3-02 国立大学法人等施設の耐震化の状況		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	4-1-3-03 外灯配置図		
	4-1-3-04 国立大学法人横浜国立大学防犯カメラ設置・運用に関する規則		
4-1-3-05 防犯カメラ設置場所一覧（非公表）			
4-1-3-06 緊急地震速報システムの設置			
4-1-3-07 建築基準法12条点検 調査・検査対象建物一覧			
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》調査票		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）回答内容		

<p>[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目 4-1-6] 大学院先進実践学環は、研究科等連係実施基本組織であるため、基本的には指導教員が担当している既設専攻の施設を利用することが前提となっている。先進実践学環固有の施設は持たないが、研究棟の全学共有スペースを会議やゼミなどに利用し、学生は既設大学院が提供する自習室等を利用する。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組 4-1-A] 平成30年度に留学生・外国人研究者等宿舎（常盤台インターナショナルレジデンス）の建設を、大学の資金を必要としない民間資金の活用により整備し、建設費（約29億円相当）を抑制するとともに、令和元年度からの宿舎供用開始によって宿舎運営管理費も抑制するなど財政基盤強化を図った。また、本学初の混住型宿舎整備により一層グローバルな環境の充実を図り、日本留学AWARDS2019大賞受賞（国公立大学部門）の一助として貢献した。本学として2棟目となるPPP事業（Public Private Partnership（公民連携）事業）の宿舎を新たに整備（280戸）し、日本人学生と留学生が混住するシェアタイプを取入れ、日常的な国際交流を一層促進し、本学が目指すグローバル人材育成に資する戦略的な国際化を推進する環境の整備を図るなど日本人学生・留学生受入環境の大幅な強化を図った。</p>	<p>4-1-A-01 常盤台インターナショナルレジデンスのプレス資料</p>		
	<p>4-1-A-02 日本留学AWARDS2019、2020大賞受賞</p>		
<p>[活動取組 4-1-B] 横浜マリノス株式会社と本学は、大学スポーツ資源を活用した地域貢献・地域連携と青少年・学生の健全な成長、本学資金調達力の向上等を目的に協力することとし、横浜マリノス株式会社からの寄附により、その拠点となる本学フットボール場の再整備（人工芝敷設1万㎡・夜間照明設置含む）を令和元年度に実施した。フットボール場は、本学学生部活動団体だけでなく、横浜F・マリノスのアカデミー（小・中・高校生の育成組織）の練習場としても使用される。この連携により、本学フットボール場で活動する若手選手が将来、代表選手としてW杯で活躍する等世界へつながるフィールドとなる可能性も期待される。</p>	<p>4-1-B-01 横浜マリノスから人工芝・夜間照明設備寄贈プレス資料</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 活動取組 4-1-Bについて、当取組に対する外部からの評価として、国立大学法人評価委員会による令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果において、全国立大学の先進的取組をまとめた項目で、注目すべき点として取り上げられている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>

<p>[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること</p>	<p>・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）</p> <p>4-2-1 相談・助言体制等一覧</p> <p>・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料</p> <p>4-2-1-01 国立大学法人横浜国立大学安全衛生推進機構保健管理センター規則</p> <p>4-2-1-02 キャリア支援に関する組織図</p> <p>4-2-1-03 なんでも相談室の概要</p> <p>・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）</p> <p>4-2-1-04 国立大学法人横浜国立大学におけるハラスメントの防止等に関する規則</p> <p>4-2-1-05 国立大学法人横浜国立大学ハラスメント相談室要項</p> <p>4-2-1-06 横浜国立大学におけるハラスメントの防止・対策に関するガイドライン</p> <p>4-2-1-07 ハラスメント相談（本学ウェブサイト）</p> <p>4-2-1-08 令和3年度横浜国立大学ハラスメント相談員名簿（非公表）</p> <p>・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料</p> <p>4-2-1-09 2021学生便覧</p> <p>4-2-1-10 外国人留学生のための生活ガイドブック</p> <p>4-2-1-11 YNUキャリア教育ガイド2015</p> <p>4-2-1-12 YNU CAREER GUIDEBOOK 2021-2023（抜粋）</p> <p>・生活支援制度の利用実績が確認できる資料</p> <p>4-2-1-13 なんでも相談室利用状況</p> <p>4-2-1-14 保健管理センター利用状況</p> <p>4-2-1-15 キャリア・サポートルーム利用状況</p> <p>4-2-1-16 新型コロナウイルス感染拡大に伴う学習環境整備支援奨学金 募集要項</p> <p>4-2-1-17 横浜国立大学「緊急学生支援寄附金」のお願い</p> <p>4-2-1-18 ノートパソコンの貸与について</p> <p>4-2-1-19 学習環境整備支援奨学金、緊急生活支援奨学金、秋学期生活支援奨学金、ノートパソコン貸与実績</p>		
<p>[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p>	<p>・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）</p> <p>4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</p>		
<p>[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）</p> <p>4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</p>		

	4-2-3-01 横浜国立大学YOKOHAMAクリエイティブ・シティ・スタディーズ特別プログラムに関する規則		
	4-2-3-02 横浜国立大学YOKOHAMAクリエイティブ・シティ・スタディーズ特別プログラム委員会規則		
	4-2-3-03 国際教育ワーキンググループ要項		
	4-2-3-04 令和2年度短期留学サブワーキンググループ設置概要		
	4-2-3-05 令和2年度交換留学派遣促進検討サブワーキンググループ設置概要		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-1-10 外国人留学生のための生活ガイドブック		再掲
	4-2-3-06 地震の時に注意すること（地震カード）		
	4-2-3-07 住宅さがしで注意すること（住宅カード）		
	4-2-3-08 住居の探し方・住み方ガイドブック		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 国立大学法人横浜国立大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 横浜国立大学ウェブサイト「学費・免除・奨学金」		
	4-2-5-02 横浜国立大学ウェブサイト「学生便覧2021年度」(P.3(3)学務部窓口業務案内、P.6(1)諸手続一覧)		
	4-2-5-03 学生支援課ウェブサイト「学生支援課のご案内、奨学金・授業料入学金免除」		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 日本学生支援機構等奨学金利用実績		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-05 横浜国立大学学生修学支援基金規則		
	4-2-5-06 横浜国立大学学生修学支援基金YNU大澤澄子奨学金に関する取扱要項（非公表）		
	4-2-5-07 横浜国立大学学生修学支援基金YNU竹井准子記念奨学金に関する取扱要項（非公表）		

4-2-5-08 横浜国立大学学生修学支援基金新入生スタートアップ支援金に関する取扱要項（非公表）		
4-2-5-09 横浜国立大学学生修学支援基金卒業バックアップ支援金に関する取扱要項（非公表）		
4-2-5-10 横浜国立大学学生修学支援基金給付実績		
4-2-5-11 横浜国立大学国際交流基金規則		
4-2-5-12 横浜国立大学学術交流奨励事業（私費外国人留学生奨学金）実施要領（非公表）		
4-2-5-13 横浜国立大学交換留学（受入れ）奨学金事業実施要項（非公表）		
4-2-5-14 横浜国立大学における特待外国人留学生に関する規則		
4-2-5-15 Y60奨学金（YCCS）事業実施要領（非公表）		
4-2-5-16 留学生に対する経済支援給付実績		
・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
4-2-5-17 横浜国立大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する規則		
4-2-5-18 横浜国立大学における授業料免除及び徴収猶予に関する規則		
4-2-5-19 横浜国立大学入学料免除及び徴収猶予に関する選考についての申し合わせ（非公表）		
4-2-5-20 横浜国立大学における独立行政法人日本学生支援機構給付奨学生に係る入学料免除取扱要項（非公表）		
4-2-5-21 横浜国立大学授業料免除及び徴収猶予に関する選考についての申し合わせ（非公表）		
4-2-5-22 横浜国立大学における独立行政法人日本学生支援機構給付奨学生に係る授業料免除及び徴収猶予取扱要項（非公表）		
4-2-5-23 横浜国立大学私費外国人留学生の授業料免除に関する申し合わせ（非公表）		
4-2-5-24 入学料及び授業料免除実施状況		
4-2-5-14 横浜国立大学における特待外国人留学生に関する規則		再掲
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
1-3-1-01 横浜国立大学学則	第9節 峰沢国際交流会館及び留学生会館	再掲
4-2-5-25 横浜国立大学峰沢国際交流会館規則		
4-2-5-26 横浜国立大学留学生会館規則		
4-2-5-27 横浜国立大学インターナショナルレジデンス入居資格等に関する基準（非公表）		
4-2-1-09 2021学生便覧	V. 施設の利用について 3. 学生寮	再掲
4-2-5-28 学生寮入居者数等一覧		
4-2-5-29 インターナショナルレジデンス入居者数等一覧		

	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-16 新型コロナウイルス感染拡大に伴う学習環境整備支援奨学金 募集要項		再掲
	4-2-1-17 横浜国立大学「緊急学生支援寄附金」のお願い		再掲
	4-2-1-18 ノートパソコンの貸与について		再掲
	4-2-1-19 学習環境整備支援奨学金、緊急生活支援奨学金、秋学期生活支援奨学金、ノートパソコン貸与実績		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
<p>[活動取組4-2-A]</p> <p>障がい学生への全学的な支援体制を強化し、障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援に寄与することを目的として、平成27年度に障がい学生支援室を設置した。それぞれの障がいの特性に応じた適切な合理的配慮について、障がいのある学生との対話とともに、障がい学生支援室調整会議を通じて検討を行い、各部局と連携して障がい学生の学修・生活支援を行っている。また、教職員が理解しにくい発達障がい、精神障がいなどの学生への理解を促進し、さらに、啓発活動及び意識改革の推進を目的に、令和元年度に「横浜国立大学障がい学生支援マニュアル」を作成し、学内の情報共有サイトに掲載し教職員に周知するとともに、他大学にも情報公開することにより、障がいの種類に応じた合理的配慮の方法などについて理解を深め、支援の質を向上させている。</p>	<p>4-2-A-01 横浜国立大学障がい学生支援体制</p> <p>4-2-A-02 横浜国立大学障がい学生支援マニュアル</p>		
<p>[活動取組4-2-B]</p> <p>学内外から広く寄せられた寄附金を原資とし、本学独自の奨学金支援策として、「学生修学支援基金」「国際交流基金」を設置している。「学生修学支援基金」は経済的理由により修学に困難がある学生を支援しており、「国際交流基金」は本学に在籍する学生、教職員の国際交流活動を支援している。</p> <p>学生修学支援基金では、学部2年生の日本人学部生を対象とした「YNU大澤澄子奨学金」により令和2年度は合計15名、9,000千円の支援を、学部1年生で母子父子家庭または両親のいない家庭の日本人女子学生を対象とした「YNU竹井准子記念奨学金」により令和2年度は合計11名、6,600千円の支援をそれぞれ行った。</p>	<p>4-2-5-05 横浜国立大学学生修学支援基金規則</p> <p>4-2-5-11 横浜国立大学国際交流基金規則</p> <p>4-2-5-06 横浜国立大学学生修学支援基金YNU大澤澄子奨学金に関する取扱要項（非公表）</p> <p>4-2-5-07 横浜国立大学学生修学支援基金YNU竹井准子記念奨学金に関する取扱要項（非公表）</p>		再掲
<p>[活動取組4-2-C]</p> <p>平成29年度に新たな経済支援策の検討を行い、困窮世帯の日本人学部生を対象に、新入生の新生活立ち上げを支援する制度として「新入生スタートアップ支援金」を、修業年限を超過した在籍5年目の学部生で年度内に卒業見込みの者を支援する制度として「卒業バックアップ支援金」をそれぞれ設立した。平成30年度からは新入生スタートアップ支援金を開始し、本学独自の奨学金支援策を充実させており、初年度は合計20名、3,000千円の支援を行い、受給学生から感謝の声が多数あり、勉学意欲を高めている。3年目である令和2年度には合計26名、3,900千円の支援を行った。卒業バックアップ支援金は未実施だが、今後の予算確保状況により開始する予定としている。</p>	<p>4-2-5-08 横浜国立大学学生修学支援基金新入生スタートアップ支援金に関する取扱要項（非公表）</p> <p>4-2-5-09 横浜国立大学学生修学支援基金卒業バックアップ支援金に関する取扱要項（非公表）</p>		再掲
<p>[活動取組4-2-D]</p> <p>令和2年度には、学生の学修・生活等に関する支援、遠隔授業の円滑な実施等に関する支援をパッケージとした「横浜国立大学緊急学修支援事業YNU Emergency Study Support</p>	4-2-1-17 横浜国立大学「緊急学生支援寄附金」のお願い		再掲

<p>Package (YNU E-SSUP イーサップ)」を実施した。同事業において「緊急学生支援寄附金」を設置して寄附を募り、学内外から56,221千円が集まった。それらを原資に学習環境整備支援奨学金の給付やノートパソコンの貸与等を行った。</p>	<p>4-2-1-18 ノートパソコンの貸与について</p>	<p>再掲</p>
<p>[活動取組4-2-E] ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラムを横浜市立大学と連携し、「文部科学省留学生就職促進プログラム」として実施している。ビジネス日本語・キャリア教育・インターンシップ、就職活動サポートによる外国人留学生の日本国内への就職促進カリキュラムを神奈川県内の産学官連携によるパートナーシップ機関・団体からの支援を得て行っている。カリキュラムの特徴は、ビジネス日本語では市民ボランティア・NPO法人連携型講座、キャリア教育では横浜市内企業担当者・日本人と留学生協働型講義、インターンシップでは横浜市政策局等との連携による企業開拓支援(R1:連携企業54社、R2:オンライン実施21社)など産学官総出動による推進体制にある。本プログラムの参加大学を拡大展開しており、令和2年度は「かながわ留学生就職支援コンソーシアム」に協力大学を設けるなどした結果、15大学から留学生が参加し、他大学からの参加者は118名(前年度比81名増)となった。</p>	<p>4-2-1-19 学習環境整備支援奨学金、緊急生活支援奨学金、秋学期生活支援奨学金、ノートパソコン貸与実績</p> <p>4-2-E-01 ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラム</p>	<p>再掲</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>	<p>4-1-A-02 日本留学AWARDS2019、2020大賞受賞</p>	<p>再掲</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>活動取組4-2-Aについて、障がい学生支援のボランティア学生(キャンパス・サポーター)募集を毎年度行っている。100名を超える学生がキャンパス・サポーターとして登録しており(令和2年度は119名)、動画の字幕作成、書籍のデータ化等の支援を実施している。また、毎年外部から講師を招聘し、キャンパス・サポーターを対象としたノートテイク研修を行い、障がい学生支援の質向上を図っている。</p> <p>活動取組4-2-Eについて、外国人留学生への就職支援として、ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラムによる取組に加えて、同窓会のキャリア・アドバイザーによる就職相談や模擬面接練習会を実施している。また、留学生への生活支援として国際戦略推進機構専任教員による留学生相談、日本語の相談に加えて、同機構の公認学生組織による支援も実施している。保健管理センターでは留学生に対応したメンタルヘルスの時間を開設し、各部に窓口担当教員を置くなど全学をあげて留学生支援体制を整備している。こうした取組に対する外部からの評価として、全国の日本語学校176校の教職員の投票により「留学生に勧めたい進学先」を選ぶ「日本留学AWARDS」2020で、本学が平成29年度から4年連続で東日本地区国公立大学部門で大賞を受賞し、さらに平成30、令和2年度には東日本地区大学院部門で大賞を受賞するなど、本学の留学生受け入れの取組が高く評価された。</p> <p>4-1-A-02_日本留学AWARDS2019、2020大賞受賞</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 YNU initiative [学士課程]		
	5-1-1-02 YNU initiative [大学院]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組5-1-A] 高大接続システム改革の実現に向けて全学一体で推進する中心的な役割を担う組織として、平成28年度に高大接続・全学教育推進センターを設置した。同センターの高大接続部門では、高校と大学の円滑な接続、入学者選抜の方法改善に向けて、主に入学広報、高大連携の推進等の業務を行うとともに、神奈川県立高校学習活動コンソーシアム協議会に参画するなど、高校生の主体的な学びへとつながる活動を行っている。神奈川県内高校との連携のもと、高大接続活動として、「授業等体験プログラム（旧高校生インターンシップ）」、「出前出張授業」、「総合的な学習の時間成果発表会」、「県内高等学校との連絡協議会」を継続して実施している。教育学部で令和元年度に実施した「授業等体験プログラム（旧高校生インターンシップ）」では、受講した3年生（42名）は複数の受験機会を利用し、積極的に本学教育学部を志願しており、（のべ数はA0入試23名、推薦入試17名、一般入試9名）、進学動機の強化に効果を発揮している。	5-1-A-01 高大接続・全学教育推進センター		
	5-1-A-02 H31高校生授業体験プログラム実施要項とスケジュール		
	5-1-A-03 高校生インターンシップ		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		

・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
5-2-1-01（教育学部）令和2年度一般入試実施要領（非公表）		
5-2-1-02（教育学部）令和3年度一般選抜 小論文試験・面接試験・実技検査の実施要領（非公表）		
5-2-1-03（教育学部）令和2年度A0入試第2次選抜試験実施要領（非公表）		
5-2-1-04（教育学部）令和2年度推薦・帰国実施要領（非公表）		
5-2-1-05（教育学部）面接試験留意事項（非公表）		
5-2-1-06（経済学部）令和2年度前期日程実施要項（非公表）		
5-2-1-07（経済学部）令和2年度後期日程実施要項（非公表）		
5-2-1-08（経済学部）令和3年度総合型選抜実施要項（非公表）		
5-2-1-09（経済学部）令和3年度外国人特別選抜実施要項（非公表）		
5-2-1-10（経済学部）令和3年度編入学・転学部試験実施要項（非公表）		
5-2-1-11（経営学部）令和3年度面接員メモ（総合型選抜）（非公表）		
5-2-1-12（経営学部）令和3年度GBEEP面接における質問の主旨（非公表）		
5-2-1-13（経営学部）令和3年度面接員メモ（学校推薦型選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜）（非公表）		
5-2-1-14（経営学部）令和2年度面接員メモ（私費外国人留学生）（非公表）		
5-2-1-15（経営学部）令和2年度面接試験評定票（私費外国人留学生入試）（非公表）		
5-2-1-16（経営学部）令和2年度私費留学生面接で確認すべき事項（非公表）		
5-2-1-17（理工学部）令和2年度A0面接実施要項（非公表）		
5-2-1-18（理工学部）令和3年度総合型選抜面接実施要項（非公表）		
5-2-1-19（理工学部）令和2年度推薦入試面接試験実施要領（非公表）		
5-2-1-20（理工学部）令和2年度渡日面接試験実施要項（非公表）		
5-2-1-21（理工学部）令和3年度編入学面接要項（非公表）		
5-2-1-22（都市科学部）令和2年度A0入試第2次選抜要領（非公表）		
5-2-1-23（都市科学部）令和2年度A02次入試試験監督者要領（非公表）		
5-2-1-24（都市科学部）令和3年度総合型選抜入試実施要領（非公表）		
5-2-1-25（教育学研究科高度教職実践専攻）A日程入試口述試験担当にあたっての注意事項（非公表）		
5-2-1-26（国際社会科学府経済学専攻）令和3年度試験開始前の口述試験委員への注意事項（非公表）		
5-2-1-27（国際社会科学府経済学専攻）令和3年度（第2次）博士課程前期入学試験質問項目等（非公表）		
5-2-1-28（国際社会科学府経済学専攻）博士課程前期入学試験の口述試験について（非公表）		

5-2-1-29 (国際社会科学府経済学専攻) 口述試験のグループ別質問項目に関する補足説明 (非公表)		
5-2-1-30 (環境情報学府) 令和2年度10月及び令和3年4月入学博士課程前期特別選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-31 (都市イノベーション学府) 2020年度夏入試 特別選抜・筆記試験選抜 地域社会系実施要項 (非公表)		
5-2-1-32 (都市イノベーション学府) 令和3年4月入学および令和2年度10月入学大学院入試 (特別選抜試験) 建築学教室教員分担 (非公表)		
5-2-1-33 (都市イノベーション学府) 面接実施要項 (都市文化系) (非公表)		
5-2-1-34 (都市イノベーション学府) 2021年大学院都市地域社会専攻 (都市基盤系問題) 面接試験 (オンライン) 実施要領 (非公表)		
5-2-1-35 (先進実践学環) 令和3年度4月入学大学院先進実践学環一般選抜・社会人特別選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-36 (先進実践学環) 令和3年度4月入学大学院先進実践学環特別選抜試験実施要項 (非公表)		
・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
2-1-3-13 横浜国立大学入学者選抜のための組織及び運営に関する規則		再掲
5-2-1-37 入試業務チェック体制 (非公表)		
5-2-1-38 (教育学部) 入試委員会諸規定 (非公表)		
5-2-1-39 (経済学部) 令和2年度経済学部各委員会委員名簿 (非公表)		
5-2-1-40 (経営学部) 令和2年度各種委員会委員一覧表 (非公表)		
5-2-1-41 (理工学部) 入試・広報委員会名簿 (非公表)		
5-2-1-42 (都市科学部) 令和2年度入試・広報委員会名簿 (非公表)		
5-2-1-43 (教育学研究科) 教育実践専攻入試委員会申し合わせ (非公表)		
5-2-1-44 (環境情報学府) 入学試験の実施に関する基準 (非公表)		
5-2-1-45 (都市イノベーション学府) 令和2年度学務国際系委員名簿 (非公表)		
5-2-1-46 (都市イノベーション学府) 令和3年度試験実施体制 (非公表)		
5-2-1-47 (都市イノベーション学府) 令和3年4月、令和2年10月入学試験 (夏期入試) 事務手続き日程 (非公表)		
5-2-1-35 (先進実践学環) 令和3年度4月入学大学院先進実践学環一般選抜・社会人特別選抜実施要項 (非公表)		再掲
・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-48 令和2年度一般入試等実施要項 (非公表)		
5-2-1-49 (教育学部) 令和2年度 (前期日程) 実施要項 (非公表)		
5-2-1-50 (教育学部) 令和3年度 (前期日程) 実施要項 (非公表)		
5-2-1-51 (教育学部) 令和2年度A0入試第1次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-52 (教育学部) 令和2年度A0入試第2次選抜実施要項 (非公表)		

5-2-1-53 (教育学部) 令和3年度総合型選抜第1次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-54 (教育学部) 令和3年度総合型選抜第2次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-55 (教育学部) 令和2年度推薦・帰国生徒入試実施要項 (非公表)		
5-2-1-56 (教育学部) 令和3年度学校推薦型選抜・帰国生徒選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-06 (経済学部) 令和2年度前期日程実施要項 (非公表)		再掲
5-2-1-07 (経済学部) 令和2年度後期日程実施要項 (非公表)		再掲
5-2-1-08 (経済学部) 令和3年度総合型選抜実施要項 (非公表)		再掲
5-2-1-09 (経済学部) 令和3年度外国人特別選抜実施要項 (非公表)		再掲
5-2-1-10 (経済学部) 令和3年度編入学・転学部試験実施要項 (非公表)		再掲
5-2-1-57 (経営学部) 令和2年度一般選抜 (後期日程) 入試実施要項 (非公表)		
5-2-1-58 (経営学部) 令和3年度総合型選抜入試実施要項 (非公表)		
5-2-1-59 (経営学部) 令和3年度特別選抜 (推薦・帰国・社会人) 入試実施要項 (非公表)		
5-2-1-60 (経営学部) 令和2年度YGEP-N1 (渡日入試) 入試実施要項 (非公表)		
5-2-1-61 (理工学部) 令和2年度個別前期・渡日実施要項 (非公表)		
5-2-1-62 (理工学部) 令和2年度個別後期実施要項 (非公表)		
5-2-1-63 (理工学部) 令和2年度A0 2次実施要項 (非公表)		
5-2-1-18 (理工学部) 令和3年度総合型選抜面接実施要項 (非公表)		再掲
5-2-1-64 (理工学部) 令和2年度推薦実施要項 (非公表)		
5-2-1-65 (理工学部) 令和3年度渡日前実施要項 (非公表)		
5-2-1-66 (理工学部) 令和3年度編入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-67 (都市科学部) 令和2年度個別前期日程実施要項 (非公表)		
5-2-1-68 (都市科学部) 令和2年度個別後期日程実施要項 (非公表)		
5-2-1-69 (都市科学部) 令和2年度A0入試第1次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-70 (都市科学部) 令和2年度A0入試第2次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-71 (都市科学部) 令和3年度総合型選抜第1次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-72 (都市科学部) 令和3年度総合型選抜第2次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-73 (都市科学部) 令和3年度帰国生徒選抜第1次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-74 (都市科学部) 令和3年度帰国生徒選抜第2次選抜実施要項 (非公表)		
5-2-1-75 (都市科学部) 令和2年度 (YGEP) -N1私費外国人留学生入試 (渡日入試) 実施要項 (非公表)		
5-2-1-76 (都市科学部) 令和3年度都市科学部YGEP渡日入試実施要項 (非公表)		

5-2-1-77 (都市科学部) 令和3年度都市科学部YGEP渡日前入試実施要項 (非公表)		
5-2-1-78 (都市科学部) 令和3年度編入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-79 (教育学研究科) 教育支援専攻令和3年度入試実施要項 (非公表)		
5-2-1-80 (教育学研究科) 高度教職実践専攻令和3年度A日程入試実施要項 (非公表)		
5-2-1-81 (国際社会科学府経済学専攻) 令和3年度(第2次)博士課程(前期・後期)入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-82 (国際社会科学府経営学専攻) 令和3年度博士課程前期(社会人専修コース)入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-83 (国際社会科学府国際経済法学専攻) 令和3年度(第2次)博士課程(前期・後期)入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-84 (理工学府) 令和2年度10月入学及び令和3年度4月入学博士課程(前期・後期)入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-85 (理工学府) 令和2年度10月入学及び令和3年度4月入学博士課程前期特別選抜試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-30 (環境情報学府) 令和2年度10月及び令和3年4月入学博士課程前期特別選抜実施要項 (非公表)		再掲
5-2-1-86 (環境情報学府) 令和2年度10月及び令和3年度4月入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-87 (環境情報学府) 令和3年4月入学第二次入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-88 (都市イノベーション学府) 令和3年4月及び令和2年10月入学入学試験実施要項 (非公表)		
5-2-1-35 (先進実践学環) 令和3年度4月入学大学院先進実践学環一般選抜・社会人特別選抜実施要項 (非公表)		再掲
5-2-1-36 (先進実践学環) 令和3年度4月入学大学院先進実践学環特別選抜試験実施要項 (非公表)		再掲
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-89 令和4年度(2022年度)横浜国立大学入学者選抜の変更について (非公表)		
5-2-1-90 令和3年度一般選抜の個別学力検査について (非公表)		
5-2-1-91 令和3年度一般選抜学生募集要項 (非公表)		
5-2-1-92 令和3年度4月学部入学者入学当初の大学の対応について (非公表)		

[分析項目5-2-2]
 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
2-1-3-13 横浜国立大学入学者選抜のための組織及び運営に関する規則		再掲
5-2-2-01 横浜国立大学高大接続・全学教育推進センター規則 (非公表)	第4章	
5-2-2-02 入学者選抜方法研究報告書 (非公表)		
・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-02 入学者選抜方法研究報告書 (非公表)		再掲
5-2-2-03 平成31年度横浜国立大学入学者選抜における変更について (予告) (非公表)		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目 5-2-1]
 令和3年度入学者選抜においては、大学入学共通テストの成績と本学が行う個別学力検査・実技検査・面接・調査書・自己推薦書を総合して行う予定としていたが、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せない中、入学志願者の安全と受験機会の確保を最優先するため、各学部において個別学力検査等を実施しないなどの選抜方法の変更を行った。併せて、令和3年度4月入学予定の学部新入生に対する入学直後のサポート体制についてまとめ、大学ウェブサイトに掲載して広く公表した。なお、入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等について、令和2、3年度の選抜方法が大きく異なるものは両年度のものを根拠資料としている。
 5-2-1-90_令和3年度一般選抜の個別学力検査について（非公表）
 5-2-1-91_令和3年度一般選抜学生募集要項（非公表）
 5-2-1-92_令和3年度4月学部入学者入学当初の本学の対応について（非公表）

[分析項目 5-2-1]
 大学院が学生を募集する際には、学生募集要項案に基づいて学長が入試実施の可否を判断する。各大学院は全学の規則等に基づいて入試を実施するが、定員充足率等の入試実施状況については合格者の決定前に、大学として報告を得て把握している。

[分析項目 5-2-2]
 5-2-2-03_平成31年度横浜国立大学入学者選抜における変更について（予告）について、機械・材料・海洋系学科（材料工学EP）の教育内容に対する適性のある学生を優先的に受け入れる選抜体制に移行したものである。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 ■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 国際社会科学府の国費留学生の優先配置枠に係る資料		
	5-3-1-02 オンライン入試実施ガイドライン（非公表）		
	5-3-1-03 オンライン入試実施マニュアル（非公表）		
	5-3-1-04 都市基盤におけるグローバル教育の実績2019年度活動報告（非公表）		
5-3-1-05 「開発途上国を対象とした国際基盤学特別プログラム」外部評価に関する諮問委員会報告書（非公表）			

5-3-1-06 開発途上国を対象とした国際基盤学特別プログラム外部評価結果報告書（非公表）		
5-3-1-07 令和2年8月23日 第8回学務国際系委員会（非公表）		
5-3-1-08 令和3年2月10日 第16回学務国際系委員会（非公表）		
5-3-1-09 令和3年3月16日 第19回学務国際系委員会（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目5-3-1】
【国際社会科学府博士課程後期経済学専攻】
 経済学専攻博士課程後期では、4月入学及び10月入学の制度、海外から直接出願可能な英語プログラム、内部進学者に対するコンプリヘンシブエグザミネーションに加えてコア科目の筆記試験によるAQE (Advanced Qualification Examination) 導入により、定員確保に努めたが、定員充足率を満たしていない状況である。入学定員充足に向け、令和2年度国費外国人留学生の優先配置選定において支援枠3名の「採択」の結果を得た。これにより、今後も英語プログラムにおいて一定の定員が確保できる見込みができた。また、数理データサイエンス教育の展開を大学院においても行うことを目指しておりそれによる定員確保も計画している。
 5-3-1-01_国際社会科学府の国費留学生の優先配置枠に係る資料

【国際社会科学府博士課程後期経営学専攻】
 経営学専攻博士課程後期では、過去、社会人専修コースからの進学者が一定割合を占め、充足に貢献していたが、それが漸減してきている。まずはここに焦点を合わせ、実務家に修士だけではなく、博士の学位も修得してもらうことで、高度専門職業人「ビジネスドクター」の魅力を入学時から訴求していく。そのために、オリエンテーションや演習の時間に教員から説明を行い、実際に博士課程に在籍している社会人、修了者にもプレゼンテーションしてもらうなど、一層のプロモーションを行う。
 なお博士課程への進学希望者がいないわけではなく、英語EPは毎回、受験者を集めている。しかし、希望する研究テーマが希望教員のテーマと合致しないという理由で不合格となっているケースが多い。この需給ミスマッチを解消するため、英語版ウェブサイト、募集要項（英語）に掲載している教員の研究テーマをはじめとする情報を掲載しているが、現在は教員の名前からひとつひとつ見ていかないといかない構造になっており、一覧性が欠けているため、ここを改善することで、ミスマッチによる不合格ケースを少なくすることを考えている。

【国際社会科学府博士課程後期国際経済学法学専攻】
 国際経済学専攻博士課程後期では、ウェブサイトを活用した電子出願手続の充実、国内向け入試説明会の継続実施、教育研究内容を和文・英文ウェブサイトや学会誌を通じてより詳細に公表する等の積極的な広報活動により収容定員充足に努めている。オンライン入試は、従来英語プログラムのみで行っていたが、令和3年度入試（第2次募集）については、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況における特例的対応として全面的にオンライン入試を実施した。
 5-3-1-02_オンライン入試実施ガイドライン（非公表）
 5-3-1-03_オンライン入試実施マニュアル（非公表）

【都市イノベーション学府博士課程後期】
 都市イノベーション学府都市基盤分野では、本学憲章の4本柱の一つである国際化、及び国策としての留学生数の拡大政策に対応するため、留学生受入れプログラムを開設し、入学定員外で留学生を多数受入れている。このことにより、実入学者数が入学定員を大幅に超える状況となっている。ただ、本学府の留学生教育については、外部の諮問委員会から高い評価を得ており、また、諮問委員会からの助言を踏まえPDCAサイクルを実施することで教育の質向上に努めているほか、各プログラムで受入れる留学生は非常に高い倍率の入試で選抜されているため極めて優秀であり、日留混合教育による日本人学生の能力向上にも効果を発揮している。加えて、学府内に設置している学務国際系委員会にて入学定員数や入学予定者数を共有しており、入試毎に入学者数の把握を学府全体で行っている。以上のことから、教育の質保証は問題ないとする。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

- 当該基準を満たさない

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

国際社会科学府（博士課程後期）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。都市イノベーション学府（博士課程後期）において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

領域6 基準の判断 総括表

横浜国立大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								令和3年度課程名称変更
02	経済学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
03	経営学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
04	理工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
05	都市科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
06	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	令和3年度改組
07	国際社会科学府	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
08	理工学府	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
09	環境情報学府	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
10	都市イノベーション学府	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
11	先進実践学環	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	令和3年度設置
12	教育人間科学部	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	平成29年度学生募集停止
13	国際社会科学研究科	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	平成25年度学生募集停止
14	工学府	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	平成30年度学生募集停止

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-3-A] 教育学部では、教育の国際性を追求する施策として、平成25年度から「世宗大学校日本交流プログラム」と「YOKOHAMAクリエイティブシティ・スタディーズ 特別プログラム」とを継続して実施している。前者は、平成28年度～令和元年度の各年度において16名・20名・23名・20名を受け入れている。また後者は、開講する科目について、取得単位を卒業		6-3-A-01 (01)YOKOHAMAクリエイティブシティ・スタディーズ 特別プログラム (YCCS) ・世宗大学校日本交流プログラム		

<p>単位に算入できる学部横断的な副専攻プログラムとして開放しており、一般の学生にとっても国際性を培う機会となっている。平成28年度～令和元年度の各年度において10名・12名・10名・9名が入学し、令和元年度現在、43名が在学している。</p>	<p>6-3-A-02 (01)YOKOHAMAクリエイティブシティ・スタディーズ 特別プログラム (YCCS) 学生数・世宗大学校日本交流プログラム受入人数</p>		
<p>【活動取組6-3-B】 平成29年度、教育人間科学部（学校教育課程・人間文化課程）から教育学部（学校教育課程）に改編した際に、教職に対する意欲・関心が高い学生を受け入れるべく、「学校教育に関心が高く、教員として子どもの学びへの支援の方法を能動的かつ協働的に創造していくとする強い熱意を有する人」を求めていることを入学者受入方針に明示した。入学者に求める知識や能力・水準として、①子どもと共に未来を切り拓いていくために、高等学校までに身につけた知識・技能を現代的教育課題の解決に活用する力、②高等学校までに身につけた知識・技能を前提とし、現代的教育課題の解決に必要な視野の広い思考力と表現力、③教員として子どもと関わり、他者と協働するためのコミュニケーション能力、この3点を求めていることも明示し、志願の段階から教職への志向を強く抱くよう受験者にメッセージを発した。</p>	<p>6-3-B-01 (01)教育学部入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー)</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

<p>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-4-A】 柔軟な履修形態（参加者としての登録と単位取得の自主的判断）と多様な機関との連携とを特徴とした「学外活動・学外学習」がある。JICA・保土ヶ谷区役所等と連携して職業体験・ボランティア体験に取り組むこと（「学外活動・学外学習Ⅰ」）、県内教育委員会と連携して授業補助等に取り組むこと（「学外活動・学外学習Ⅱ」）、保土ヶ谷区役所・区内小学校と連携してボランティア活動に取り組むこと（「学外活動・学外学習Ⅲ」）、これらを通じて実践的な指導の体験を豊富化している。こうしたインターンシップでの活動者数は、約730名だったが、平成30年度には830名に増加している。</p>	<p>6-4-A-01 (01)教育学部（教育人間科学部）向け学外活動の一覧（平成31年度）</p>		
	<p>6-4-A-02 (01)学校インターンシップ科目活動状況（活動学生数）</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

<p>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

<p>[活動取組6-5-A] 大学教育再生加速プログラム事業（テーマⅡ：学修成果の可視化）により、学生の主体的な学修を促すため、既存の学生ポートフォリオの内容を大幅に改修したYNU学生ポートフォリオを平成29年秋学期から運用を開始した。「学生プロフィール」機能により、春学期は、新入生は高校時代の学修・生活行動自己チェック、2年生以上は学士力自己チェックと前学期の振り返りを、秋学期は全学年で学修・生活行動自己チェック、就業力自己チェック、および前学期の振り返りを、それぞれの履修登録期間中に実施した（履修登録と連動しているので実施率は100%）。このポートフォリオのシステムに教員免許の取得を目指す学生（教育学部在籍学生は全員）に向けて「教職履修カルテ」を組み込み、免許の取得に遺漏がないよう措置している。このように学生ポートフォリオによる学修成果の可視化を通じて学生が定期的に自分の学修内容・行動等を振り返ることができるようになった。</p>	<p>2-2-A-01 YNUアカデミックリテラシー2019</p>		再掲
	<p>2-1-A-01 大学教育再生加速プログラム（AP）テーマⅡ「学修成果の可視化」事業及び学生IR体制構築に係る成果報告書</p>		再掲
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
--	--	--	--

	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

<p>[活動取組6-3-A] 経済学部の教育課程の編成の特徴の第1の「科目配置の体系的性」は、専門教育について1年次から体系的に学べるように、専門基礎科目、専門基幹科目、専門応用科目というように、科目が体系的に配置されていることである。第2の「少人数教育」は、1年次教育として、必修科目である基礎演習を開講し、情報教育も少人数化していること、主として2年次向けに、少人数、双方向型の課題プロジェクト演習を開講していること、3、4年次には卒業論文指導を中心にゼミナールを平均7名という少人数で行っていることである。第3の「幅広い専門性」とは、3年次以降に5つの専門分野を設定し、そのうち2つを専攻することで知識の融合と同時にlate specializationを可能にしていることである。第4の「特色あるプログラム」としては、企業や同窓会との連携によるキャリア科目や、欧州とアジアの学術交流協定大学と行っている「英語討論会」等をあげることができる。</p>	<p>6-3-A-01 (02)経済学部の概要</p>		
	<p>6-3-A-02 (02)2021年度経済学部履修案内(抜粋版)</p>		
<p>[活動取組6-3-B] 平成29年改組で新たに作られた学部3～4年生向けとなる専門応用科目Ⅱは、グローバル経済・現代日本経済・金融貿易分析・経済数量分析・法と経済社会の5分野に分かれており基礎学力の確立された3～4年生の段階でより深くより体系的に学ぶことが可能となった。6ターム制を導入することにより、単位取得期間を柔軟化した。特に、留学を促進することが可能となった。基礎演習が1年次必修化され、経済学部専任教員10名の担当によって経済学部における導入教育を担うこととなった。</p>	<p>6-3-A-02 (02)2021年度経済学部履修案内(抜粋版)</p>	<p>p.6、p.13～14</p>	<p>再掲</p>
<p>[活動取組6-3-C] 平成29年4月改組により、専門教育を2つのレベルに分け、初級レベルでは経済学の基礎をバランス良く学び、中級レベルでは5つの専門分野から各学生が分野を主体的に選択し、高い専門性を身につける体制が整備されるとともに、英語による専門科目・英語演習の充実化、数理的・統計的分析能力の育成体制も強化された。特に、学部3～4年生向けとなる専門応用科目Ⅱは、グローバル経済・現代日本経済・金融貿易分析・経済数量分析・法と経済社会の5分野に分かれており、学生はその専門的な学術関心に応じて主分野から8単位、副分野から4単位を修得することが求められる。これにより、従来は2年生というやや早熟な段階で受講傾向にあった中級レベルの経済学について、基礎学力の確立された3～4年生の段階でより深くより体系的に学ぶことが可能となった。</p>	<p>6-3-A-02 (02)2021年度経済学部履修案内(抜粋版)</p>		<p>再掲</p>
<p>[活動取組6-3-D] 平成29年4月以降、従来の1学年2ターム制に代えて、6ターム制(休業期間を除くと4ターム制)を導入した。単位取得期間を柔軟化することにより、留学を促進するための措置である。</p>	<p>6-3-D-01 (02)6ターム制導入</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

<p>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>

<p>〔活動取組6-4-A〕 平成29年4月改組により新設された専門応用科目Ⅱ群には、3～4年生を対象とする分野別演習が含まれている。これは、講義で学んだ中級レベルの経済学をさらに上位のレベルや研究レベルへと発展させることを希望する学生向けに開講される少人数演習であり、学生が参加しているゼミナール以外の分野についても専門性を掘り下げ、研究に取り組むことが可能となった。</p>	<p>6-4-A-01 (02)分野別演習の履修について</p>		
<p>〔活動取組6-4-B〕 令和元年10月から、OBOGだけでなく教職員や在校生など大学関係者も会員の校友会（平成26年10月新設）提供により、「経営者が語るこれからの企業戦略と若者へのメッセージ」が開講されることとなった。本講義は、平成29年12月に立ち上げられた横浜を基盤とする有力企業による「YNU横浜国立大学横浜経営者の会」から講師が派遣されており、本学の地域連携にも役立っている。</p>	<p>6-4-B-01 (02)経営者が語るこれからの企業戦略と若者へのメッセージシラバス</p>		
<p>〔活動取組6-4-C〕 令和元年10月から横浜税関との連携講義「関税政策と税関行政」を開始した。これは、財務省関税局及び横浜税関の職員を講師として、輸出入貨物の通関手続、貿易統計などの税関行政のほか、関税の役割や仕組み、関税をめぐる国際的な動向等の関税政策について関税政策・税関行政について理解を深める講義である。日本における国際貿易の中心的役割を果たす横浜においてこの講義を本学で行う意義は大きい。</p>	<p>6-4-C-01 (02)関税政策と税関行政シラバス</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

<p>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-5-A〕 全学的にGPA制度が導入されており、経済学部でも、取得単位数とGPAによって、学生の成績状況を数量的に把握している。それによって成績不良と判断された学生に対しては、経済学部教務厚生委員の教員が中心となって、保護者への連絡と面談による学習相談・履修指導を行っている。最近では、経済学務係へ履修相談に訪れる保護者もいるが、経済学部教務厚生委員長を中心に適宜面談を実施している。</p>	<p>6-5-A-01 (02)成績不振者への対応について（非公表）</p>		
<p>〔活動取組6-5-B〕 経済学部には視覚障がいをもつ学生が在学しており、支援体制の充実を図っている。平成29年度と平成30年度には、授業で使用される教科書のテキストデータの入手やテキストデータ化作業、対面朗読のほか、教員からの授業資料の事前配布など、障がい学生支援室を中心に支援を行った。</p>	<p>6-5-B-01 (02)学生サポーターによる視覚障がい学生のためのテキストデータ化成果物（抜粋版）</p> <p>6-5-B-02 (02)経済学部教育における障がい学生支援体制の充実化（学長戦略経費報告書）（非公表）</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>活動取組6-5-Aについて、経済学部生の標準修業年限内卒業（修了）率は平成28年度69.2%、平成29年度69.0%であったが、平成30年度77.6%、令和元年度79.3%、令和2年度79.5%と約10パーセントの改善がみられた。 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）</p>			

活動取組6-5-Bについて、これらの支援に加えて、学生の個人研究とキャリア形成を支援することを目的とするゼミナールにおける研究に関する書籍のテキストデータ化作業・授業でのノートテイキング・定期的な面談を実施し、そのための学内の予算措置を行った。
6-5-B-02_(02)経済学部教育における障がい学生支援体制の充実化(学長戦略経費報告書) (非公表)

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[活動取組6-7-A] 改組に伴って、卒業判定基準が変更された。特に、カリキュラム再編に伴って基礎演習2単位が必修科目となったこと、学科統合に伴って専門応用科目Ⅱの「主分野」から8単位、「副分野」から4単位を修得することが必要となったことがあげられる。主分野・副分野制の導入は、late specialization型の教育を狙いとしている。これらは改組時のディプロマ・ポリシーによるものである。	6-7-A-01_(02)YNU initiative (経済学部カリキュラムポリシー)			
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
	データ欄	備考		
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況			
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[活動取組6-8-A] 基盤的な英語力を向上させるため、経済学部専任教員自身が作成した語彙力増強のテキストを利用して授業を行うようになった他、経済学部2年生で利用している英語自習システム下位レベルの対象者については、検定試験的な内容に対応する学習を行わせた。</p>	<p>6-8-A-01 (02)新入生プレースメントテスト・英語統一テスト平均点</p>		
<p>[活動取組6-8-B] Global Studies in Economics (基礎的な海外学修科目から高度のものを段階別に設置した国際化教育プログラム)やGBEEPといったグローバル人材の育成を目指した教育プログラムを開始した結果、日本人留学生に関しては、短期留学生及び長期留学生が、平成28年度に比べ平成30年度では倍増した。</p>	<p>6-8-B-01 (02)「協定等に基づく留学期間別日本人留学生数」</p>		
<p>[活動取組6-8-C] 学部4年生に対して、卒業を控えた2～3月頃に毎年実施する卒業時アンケート(WEB)があり、平成30年度は全学の卒業予定者292名から回答があった。経済学部に対する総合的な満足度に関する質問では、専門教育科目の授業内容については、「大変満足している」+「満足している」の割合が81.5%と、8割以上の学生が満足していると回答している。</p>	<p>6-8-C-01 (02)2018年度卒業時アンケート(非公表)</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>活動取組6-8-Aについて、平成29年より毎年4月に実施している入学当初の新入生プレースメントテストの平均点は、平成29年度は473.92(252名)、平成30年度は492.72(255名)令和元年度は478.06(255名)であった。それに対し、経済学部で毎年2月に実施している同学年の英語統一テストの平均点は、平成29年度は493.76(234名)、平成30年度は498.33(241名)、令和元年度は498.82(241名)であった。新入生の英語の平均点は一年の学習で上昇しており、一定の教育成果があがったといえる。また、令和2年度の新入生プレースメントテストは新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で行われなかったが、令和3年2月の一年生の英語統一テストの平均点は515.73点ときわめて良い結果であったことを特筆しておく。</p> <p>6-8-A-01_(02)新入生プレースメントテスト・英語統一テスト平均点</p> <p>活動取組6-8-Bについて、Global Studies in Economics (基礎的な海外学修科目から高度のものを段階別に設置した国際化教育プログラム)やGBEEPといったグローバル人材の育成を目指した教育プログラムを開始した結果、日本人留学生に関しては、一ヶ月未満の短期留学生が平成28年度の29名に対し平成30年度では64名と倍増し、また6ヶ月以上の長期留学生についても平成28年度9名に対し平成30年度17名と倍増した。</p> <p>6-8-B-01_(02)「協定等に基づく留学期間別日本人留学生数」</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-3-A] 大学卒業後にグローバルビジネスへの参画を強く志しているような国際志向の高校生を入学させるべく、経済学部と共同の教育プログラム（GBEEP）を開設した。海外学修を必須としつつ、経営学と経済学の両方を学ぶことでグローバルで広い視野に立った学生の教育を進めている。	6-3-A-01 (03)GBEEP紹介 (YNU経済経営連携プログラムパンフレット2021 抜粋)		

<p>[活動取組6-3-B] 改組に伴い、社会人教育プログラムを新設した。社会人のニーズに合ったきめ細やかな学び直しを促進するため、1年生から卒業まで少人数の演習を開始し、教育面での不安を解消する仕組みが大きな特色となっている。社会人プログラム学生の学部教育に対する満足度は総じて高く、入試倍率上昇のために、これら在学生の声をオープンキャンパスなどの場で伝えている。平成29年度3名、平成30年度1名、令和元年度2名、令和2年度2名、令和3年度1名が入学した。</p>	<p>6-3-B-01 (03)社会人教育プログラム履修案内 (2019年度)</p>		
	<p>6-3-B-02 (03)社会人教育プログラムアンケート</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[活動取組6-4-A] 実践性を重視した教育として、改組に伴い、初年次で1クラス40名にクラス分けをした上で、全員必修の「経営学リテラシー」を開講している。同科目は、グループワーク等を通じてビジネス課題に取り組む基礎力を涵養した上で、企業によるビジネス課題の解決策の提案を行う点に特徴があり、特定企業が抱える課題に対して、全員がその解決に取り組む、成果を当該企業向けに報告しており、平成29年度、平成30年度、令和元年度と民間企業と連携した。こうした少人数での実践性を高めた教育プログラムは早速効果を見せており、春学期終了段階で1年次生の成績不良者数が、改組前の平成28年度41名から改組後4年間（平成29年度～令和2年度）で平均23.5名に減少した。</p>	<p>6-4-A-01 (03)「経営学リテラシー」(2019年度)企画紹介記事(非公表)</p> <p>6-4-A-02 (03)経営学部成績不良者集計</p>		
<p>[活動取組6-4-B] 第3期中期目標期間中は実務家教員による開講科目を増加させており、現行22科目が開講されている。このほか、実践性重視の取り組みとしてインターンシップ制度を導入しており、実習成果を学部として評価し、単位認定を行っている。</p>	<p>6-4-B-01 (03)実務家教員開講科目一覧(経営学部)</p>		
<p>[活動取組6-4-C] 実践性重視の取り組みとグローバル化教育を掛け合わせたものとして、平成29年度より、授業科目として「海外インターンシップ」を新設した。また、令和元年度より「グローバルキャリアセミナー」として、集中講座方式で実践ワークショップを実施した。セミナーでは実際に起業に成功した本学部卒業生を講師とし、グローバル企業のビジネスモデル分析、デザイン思考によるサービスプロトタイプ制作を行っている。</p>	<p>6-4-C-01 (03)海外学修科目について</p> <p>6-4-C-02 (03)グローバルキャリアセミナー(2019年度)チラシ</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>活動取組6-4-Aについて、少人数での実践性を高めた教育プログラムの効果として、春学期終了段階で1年次生の成績不良者数が、改組前の平成28年度41名から改組後4年間（平成29年度～令和2年度）で平均23.5名に減少した。</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

<p>【特記事項】</p>			
---------------	--	--	--

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	

<p>[活動取組6-3-A] 知識基盤社会が求める総合性・学際性への対応、また学生からのニーズへの対応として、現在、理工学部では全学のグローバルPlus One副専攻プログラムなどとは別に、材料科学、水素エネルギー、医工学、ロボティクスメカトロニクス、環境・安全学の5つの副専攻プログラムを独自に用意しており、所定の修了要件を満たした者には、修了証が発行され、成績証明書にも修了した副専攻名を記している。これら理工学部独自の副専攻プログラムへの参加登録者数は平成28年度の120名から令和元年度の199名へと、年々、着実に増えている。</p>	<p>6-3-A-01 (04)副専攻プログラム登録者推移</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		

<p>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>				
<p>【特記事項】</p>				
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>				
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>				

<p>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</p>				
<p>【特記事項】</p>				
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>				
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>				

<p>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</p>				
<p>【特記事項】</p>				
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>				

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A] 理工学部では、1年生から3年生が研究室での最先端の研究に参加できるプログラム Research Opportunities for UndergraduateTs (ROUTE)を実施しており、平成29年度には、参加した3年生が第7回の文部科学省主催サイエンスインカレでDERUKUI賞とグッドパフォーマンス賞を受賞した。平成29年度秋学期に実施されたROUTE研究「空飛ぶ車の空力解析」が平成30年8月29日放映の「NHKニュースウォッチ9」にて紹介された。また、令和元年12月には、ROUTEの実践が第14回関東工学教育協会賞に選ばれた。また、ROUTEの実践で、機械工学教育プログラムが日本機械学会から教育賞を受賞することになった。これに加えて令和2年3月には日本工学教育会から令和元年度第24回工学教育賞「文部科学大臣賞」の受賞が決まった。さらに、半年以上ROUTEプログラムに参加した学生は海外研究渡航支援を受けることが出来るinternationalなiROUTE制度を実施しており、毎年数名の学部学生が海外での研究活動に携わっている。	6-8-A-01 (04)ROUTEプログラムデータ資料(非公表) 6-8-A-02 (04)「空飛ぶ車の空力解析」がNHKで紹介 6-8-A-03 (04)関東工学教育賞選考結果通知 6-8-A-04 (04)日本機械学会教育賞受賞決定通知 6-8-A-05 (04)文部科学大臣賞決定通知 6-8-A-06 (04)iROUTE募集通知(非公表)		

[6-8-A-07 \(04\) iROUTE実施状況 \(非公表\)](#)

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組6-8-Aについて、ROUTEプログラムが文部科学大臣賞等の各賞受賞や「NHKニュースウォッチ9」でも紹介されるなど優れた成果をあげている。

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[活動取組6-3-A] 学部共通科目（基幹知科目）は、都市科学部が目標とする分野横断、文理融合を推し進めるために、「都市科学の基礎」、「グローバル・ローカル」、「リスク共生」、「イノベーション」の関連科目で構成される。特に、「都市科学の基礎」は、都市科学A、B、C	6-3-A-01_ (05)学部共通科目（基幹知科目）			

<p>の必修3科目から構成され、文系、理系の全学部生が一堂に会して受講することで、都市科学部の理念の実現を図っている。</p>	<p>6-3-A-02 (05)「都市科学A、B、C」シラバス</p>		
<p>〔活動取組6-3-B〕 都市科学部では、通常の2学期制と1年間を6つの期間に分けた6ターム制を併せて運用している。授業の履修の工夫と夏休み、春休みを組み合わせることで、より長期の海外留学、インターンシップが可能となるなどの自由度が高まる利点を有する。</p>	<p>6-3-B-01 (05)学士課程教育の方針「YNU initiative」2学期6ターム併用制の授業科目設定</p>		
<p>〔活動取組6-3-C〕 都市科学部では、卒業研究において、他学科の教員から副指導教員として指導を受ける「副指導制」を導入し、分野横断的に課題に取り組める体制を整えている。</p>	<p>6-3-C-01 (05)複数の教員による卒業研究の指導について 6-3-C-02 (05)副指導願</p>		
<p>〔活動取組6-3-D〕 都市科学部では高校生（プレ・カレッジ）向け公開講座「都市科学入門—都市科学部4学科の講義を体験する—」を開催しており、平成30年度は8月1日に、令和元年度は8月5日に実施し、それぞれ高校生を中心に98名、111名の参加があった。本講座は、平成29年に新設された都市科学部の各学科（都市社会共生学科、建築学科、都市基盤学科、環境リスク共生学科）で何を学ぶのか、その概要と実際の講義に触れてもらうことを目的としている。</p>	<p>6-3-D-01 (05)公開講座案内HP 6-3-D-02 (05)公開講座紹介記事</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、「都市科学」の概念をより確実に修得し、授業効果を高めるために、都市科学A、B、Cの授業では、学生レポートを分析し、毎年の授業改善に役立てている。</p>			

<p>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-4-A〕 私費外国人留学生プログラム（YGEP）において、日本語能力試験N2レベル相当のN2プログラム学生に対して、1年次では日本語と日本事情を重点的に履修させ、2年次以降の日本語による専門教育に支障なく移行できる体制を整えている。</p>	<p>6-4-A-01 (05)私費外国人留学生入試(YGEP)渡日前入試募集要項</p>		
<p>〔活動取組6-4-B〕 グローバル人材育成、国際化・国際競争力強化に資することを目的として、都市科学部では学生の海外派遣、海外からの学生受け入れを積極的に行っている。都市社会共生学科のグローバルスタディーズプログラムによる海外の大学との合同授業やセミナー、世宗プログラム（韓国）と日本語・日本文化プログラム（台湾）による韓国、台湾から短期派遣留学生の受け入れ、JICA日系社会次世代育成研修の受け入れ、「相互訪問人材養成プログラム」による大連理工大学への学生派遣（平成29年度3名、平成30年度3名、令和元年度4名）、重慶大学からの学生受け入れ（令和元年度25名の学部生・大学院生）、プリンス・オブ・ソンクラ大学（タイ）への学生派遣（平成30年度7名）と学生受け入れ（平成30年度7名）などである。</p>	<p>6-4-B-01 (05)都市科学部における海外短期派遣状況 6-4-B-02 (05)都市科学部における海外短期受入状況</p>		
<p>〔活動取組6-4-C〕 都市科学部では、その理念を実現するためにグローバルな課題とローカルな課題が直結する国際都市、横浜・神奈川をフィールドとした実践教育を重視しており、地域実践教育研究センターが運営する副専攻プログラム「地域交流科目」への積極的な協力と各学科にお</p>	<p>6-4-C-01 (05)都市科学部インターンシップ科目シラバス</p>		

<p>いても都市システムの現場見学、フィールドワークの実施を多数行っている。例えば、都市科学部では、「モビリティ・デザインの実践」、「都市の自然を楽しむライフスタイル」、「屋台まちづくりプロジェクト -ハマの屋台でまちを豊かに-」などの地域課題実習科目を提供しており、グローバルな視野をもって地域課題を解決できる先端的かつ複合的な実践能力を身につけるプログラムとなっている。</p>	<p>6-4-C-02 (05)地域交流科目履修案内2021</p>	
<p>〔活動取組6-4-D〕 地域連携推進機構が実施する「ネクスト・アーバン・ラボ」活動にも参画し、地域連携の取り組みを行っている。「ネクスト・アーバン・ラボ」は、プロジェクト型で高度な教育研究と実践活動を行い、その成果を発信するための仕組みで、新しい都市地域のあり方を実践的にモデル提示することを目的としている。</p>	<p>6-4-C-03 (05)地域連携推進機構 地域実践教育研究センター Annual Report 2020-2021</p> <p>6-4-D-01 (05)地域連携推進機構 Next Urban Rab 成果報告書2020</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動取組6-4-Bについて、学生の海外派遣、受入れに関しては、この他にも、JASSO海外留学支援制度による学生派遣（平成29年度1件、平成30年度6件、令和元年度8件）やJSTさくらサイエンスプランによる学生受入れ（平成29年度4件、平成30年度5件、令和元年度4件）を実施した。 ・活動取組6-4-Dについて、都市科学部からは「もっと横浜」プロジェクト、常盤台まちづくり応援団、持続可能なモビリティシステム研究ユニット、ヨコハマ海洋環境みらい都市研究室などの多くのユニットが活動している。例えば、地域間協カユニットは、「コミュニティ開発演習Ⅰ・Ⅱ」において、自治会と連携し、学生グループが課題を設定し、地域住民を対象に調査を行い、住民に対する事業提案を行っている。加えて、タイの自治体研修に協力し、調査研究成果を発表し、国境を超えた住民主体のまちづくりへの貢献を行っている。 		

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針 6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 28~30、p. 45~49 (学位授与方針)	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 31~39、p. 50~66 (教育課程方針)	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		

6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 28~30、p. 45~49 (学位授与方針)、p. 31~39、p. 50~66 (教育課程方針)	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 12~21、p. 31~39、p. 50~66 (教育課程方針、カリキュラム・ツリー)	再掲
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	6-3-1-01 (06)教育学研究科(教育支援専攻)履修の手引き	p. 1 (カリキュラム)、p. 3 (履修基準・履修方法等)、p. 8 (開設授業科目)	
	6-3-1-02 (06)教育学研究科(高度教職実践専攻)履修の手引き	p. 3 (カリキュラム)、p. 6 (履修基準・履修方法等)、p. 12 (開設授業科目)	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		

	該当なし		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (06)教育支援専攻シラバス・ルーブリック		
	6-3-2-02 (06)高度教職実践専攻シラバス		
	6-3-2-03_ (06)高度教職実践専攻ルーブリック (非公表)		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	2-2-C-03 シラバス内容の充実、成績評価の厳格化による授業の質向上に向けて (依頼)		再掲
	6-3-2-04 (06)自己点検・評価における教育課程の検証の実施資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	第12、13条	再掲
	2-3-1-01 横浜国立大学大学院教育学研究科規則	第7、8、10条	再掲
	6-3-1-01 (06)教育学研究科(教育支援専攻)履修の手引き	p.5 (教育学研究科以外の授業科目の履修)	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)		
	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	第8条の2、9条~11条の2、18、19条	再掲
	6-3-1-01 (06)教育学研究科(教育支援専攻)履修の手引き	p.2 (指導教員及び関連指導教員について)	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-1-01 (06)教育学研究科(教育支援専攻)履修の手引き	p.2 (指導教員及び関連指導教員について)	再掲
	6-3-4-01 (06)研究計画・研究指導計画書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-02 (00)国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則		

	6-3-4-03 (00) 横浜国立大学における研究活動行動規範		
	6-3-4-04 (00) 研究倫理パンフレット「研究の心得」(文系版)		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ		
	該当なし		再掲
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
	該当なし		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-3-4] ・教育支援専攻では、学生が研究を行うにあたり、指導教員と学生間の話し合いで研究分野に関連する指導教員以外の教員による研究活動・論文執筆のアドバイスの必要性が認められ、さらに当該指導教員以外の教員が承諾した場合に、指導教員に加え、「関連指導教員」として、当該教員の指導を受けることができる。 ・大学院学則にある「授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の授業および研究指導の計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。」を令和3年度中に研究科規則において明文化する予定である。また、教育学研究科規則に、教育支援専攻は、「研究計画・研究指導計画届」の様式を使用することを明記予定である。令和4年度からは「研究指導計画・研究指導計画書」の様式について、研究指導計画をあらかじめ指導教員が示すことがわかるよう変更を検討している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00) 令和3年度(2021年度) 学事暦 6-4-1-02 (00) 2学期6ターム併用制の授業科目設定に関する資料		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		

と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	6-4-1-01_ (00) 令和3年度(2021年度) 学事暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_ (06) 教育支援専攻シラバス・ルーブリック		再掲
	6-3-2-02_ (06) 高度教職実践専攻シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-03_ (06) 高度教職実践専攻ルーブリック (非公表)		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料 (電子シラバスのデータ (csv) 等)		
	6-3-2-01_ (06) 教育支援専攻シラバス・ルーブリック		再掲
	6-3-2-02_ (06) 高度教職実践専攻シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-3-2-03_ (06) 高度教職実践専攻ルーブリック (非公表)		再掲
	・教育上主要と認める授業科目 (別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_ (06) 教育支援専攻シラバス・ルーブリック		再掲
	6-3-2-02_ (06) 高度教職実践専攻シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度 (CAP制度) を適切に設けていること	6-3-2-03_ (06) 高度教職実践専攻ルーブリック (非公表)		再掲
	・CAP制に関する規定		
	2-3-1-01 横浜国立大学大学院教育学研究科規則	第5条の2	再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例 (大学院設置基準第14条) の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	6-3-1-02_ (06) 教育学研究科 (高度教職実践専攻) 履修の手引き	p.9 (履修単位の上限及び標準履修単位)	再掲
	・大学院学則		
	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	10条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	2-3-1-01 横浜国立大学大学院教育学研究科規則	第4条	再掲
	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	該当なし		再掲
	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	6-4-8-01_ (06) 教育学研究科 (高度教職実践専攻) の学校実習に関する資料		
	・実施している配慮が確認できる資料		
	6-4-9-01_ (06) 令和3年度大学院教育学研究科教育支援専攻授業時間割表		
	6-3-1-02_ (06) 教育学研究科 (高度教職実践専攻) 履修の手引き	p.11 (「大学院設置基準」第14条による教育方法の特例)	再掲

6-4-9-02 (00) 令和3年度附属図書館開館カレンダー			
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)		再掲
	該当なし		再掲
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		再掲
	該当なし		再掲
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		再掲
	該当なし		再掲
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		再掲
	該当なし		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-4-1] 大学設置基準の規定に基づき、1単位授業15時間(事前事後学修を含め45時間)の確保を原則としており、 Semester制科目16回、ターム制科目8回の講義時間数を確保している。ターム制科目で期末試験を行う場合は、講義7.5回とし、期末試験は45分で実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		

	該当なし		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (06)教育学研究科高度教職実践専攻実習の手引き		
	6-5-3-02 (06)教育学研究科高度教職実践専攻ウェブサイト		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	4-2-1-10 外国人留学生のための生活ガイドブック		再掲
	4-2-3-06 地震の時に注意すること（地震カード）		再掲
	4-2-3-07 住宅さがしで注意すること（住宅カード）		再掲
	4-2-3-08 住居の探し方・住み方ガイドブック		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	該当なし		再掲
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
該当なし		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 19~20、p. 33~36、p. 55~60 (成績評価基準)	再掲
	6-3-1-01 (06)教育学研究科 (教育支援専攻) 履修の手引き	p. 5 (成績の評価)	再掲
	6-3-1-02 (06)教育学研究科 (高度教職実践専攻) 履修の手引き	p. 16 (評価)	再掲
	6-6-1-01 (06)横浜国立大学教員養成・育成スタンダード		
	2-2-D-01 授業設計と成績評価のガイドライン 2-2-C-01 授業別ルーブリック作成マニュアル		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 19~20、p. 33~36、p. 55~60 (成績評価基準)	再掲
	6-3-1-01 (06)教育学研究科 (教育支援専攻) 履修の手引き 6-3-1-02 (06)教育学研究科 (高度教職実践専攻) 履修の手引き	p. 5 (成績の評価) p. 16 (評価)	再掲 再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	該当なし	令和3年度改組	再掲
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし		

	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (06)教育学研究科(教育支援専攻)履修の手引き	p.5(成績の評価)	再掲
	6-3-1-02 (06)教育学研究科(高度教職実践専攻)履修の手引き	p.16(評価)	再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (06)教育学研究科「成績評価の異議申し立て」の取扱いについて(非公表)		
	6-3-1-02 (06)教育学研究科(高度教職実践専攻)履修の手引き	p.17((4)成績の確認について)	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	該当なし		再掲
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)国立大学法人横浜国立大学法人文書管理規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目6-6-3] 教育支援専攻では、教育支援専攻運営委員会で成績分布、GPA分布の確認をする予定である。修士論文の審査に関しては、コースごとの合議で成績を付け、院生全員の審査報告書を教育支援専攻担当教員が確認する体制をとる予定である。このことは修士論文に関わる成績分布の相互確認ともなる。</p> <p>高度教職実践専攻では、教員養成スタンダードに対応したeポートフォリオへ院生が実習記録等を記述することとしており、それらの記述内容を閲覧しながら各教員が相互に協働しつつ客観的に評価できるシステムを構築している。また成績を決定する際には、各ターム終了後、教員による成績検討会議を教務事項として位置付けており、A判定を標準としS判定、B判定などの成績を決定していく。なお県内教育委員会から派遣されている院生の成績については、専門職大学院設置基準第6条の2第1項に規定する教育課程連携協議会として設置の「横浜国立大学教職大学院諮問会議」にて審議し決定している。</p>			
<p>[分析項目6-6-4] 学生は、成績評価に関し疑義がある場合には、研究科長に異議申し立てを行い、授業担当教員に成績確認を願い出ることができることとしている。シラバス等により周知している成績評価方法に照合し、成績評価に疑義がある場合にはその内容に応じて、専攻長を含む調査委員会を教育学研究科各専攻運営委員会内に組織し、対応にあたる。その際は研究科長の指揮命令の下、当該の院生および教員から事情を聴取し、適切に対応する。なお、本件に関するウェブサイトの記載内容については、令和3年度中に適切な表現に改める予定である。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	18条	再掲	
	2-3-1-01 横浜国立大学大学院教育学研究科規則	第10条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料			
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則			
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	1-3-2-09 横浜国立大学大学院教育学研究科教授会規則	第4条	再掲	
	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準			
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲	
	6-3-1-01 (06)教育学研究科(教育支援専攻)履修の手引き	p.6(修士論文)	再掲	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲	
	1-3-2-09 横浜国立大学大学院教育学研究科教授会規則	第4条	再掲	
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-3-1-01 (06)教育学研究科(教育支援専攻)履修の手引き	p.3(修了要件)、p.6(修士論文)	再掲	
	6-3-1-02 (06)教育学研究科(高度教職実践専攻)履修の手引き	p.15(修了要件、修了判定について)	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	該当なし		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲	
	6-3-1-01 (06)教育学研究科(教育支援専攻)履修の手引き	p.6(修士論文)	再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲	
	6-7-4-01 (06)修士論文の審査について			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			
	該当なし		再掲	

[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること		・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			
【特記事項】					
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。					
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>					
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。					
■ 当該基準を満たす					
【優れた成果が確認できる取組】					
【改善を要する事項】					
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること					
分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄		備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること		<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 資格の取得者数が確認できる資料 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 			
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること		<ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 			
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に		<ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 			

則した学習成果が得られていること			
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
令和3年度改組による学年進行中のため該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[活動取組6-3-A] 博士課程後期には複数の専攻にまたがる専攻横断的教育プログラム「国際公共政策 EP」「租税・会計 EP」を設けて、複眼的な視座をもった人材を養成することも可能にしている。それによって、多様化する現代社会の状況を踏まえて、アジアを中心に国際舞台で活躍できる高度職業専門人を養成している。	6-3-A-01 (07) 博士課程後期経済学専攻のカリキュラム・ポリシー			
	6-3-A-02 (07) 博士課程後期経営学専攻のカリキュラム・ポリシー			
	6-3-A-03 (07) 博士課程後期国際経済法学専攻のカリキュラム・ポリシー			

	6-3-A-04 (07) 横浜国立大学大学院国際社会科学府規則	第3条	
[活動取組6-3-B] 経営学専攻博士課程前期では、国際協力機構の事業として日越大学（ベトナム）での MBA 教育プログラムを平成28年から主管している。	6-3-B-01 (07) 日越大学パンフレット		
[活動取組6-3-C] 経済学専攻博士課程前期では、世界銀行と連携し、わが国の国税庁・税務大学校とも協力して、Joint Japan World Bank Graduate Scholarship Program を開設している。	6-3-C-01 (07) PRINTED-PPT 募集要項		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-A] 平成 29 年度から実施している「留学生就職促進プログラム」（文部科学省委託事業）を活用し、横浜市立大学、自治体等と連携して、ビジネス日本語、キャリア教育、企業でのインターシップなどからなるプログラム（修了証発行）を提供し、外国人留学生の日本での就職を支援している。〔日本企業への留学生就職状況 経済学専攻：平成 30 年度修了生 25 名、経営学専攻：平成 30 年度修了生 12 名、国際経済法学専攻：平成 28 年度～平成 30 年度修了生 20 名〕	6-5-A-01 (07) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料		
	4-2-E-01 ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラム		再掲
[活動取組6-5-B] 経済学専攻博士課程後期英語教育プログラム（英語 EP）「国際経済」を設け、第3期中期目標期間における修了生（令和元年9月修了生を除く）は合計11名、そのうち7名が大学、研究機関へ就職した。	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-7-A] 博士課程後期では、指導委員会を構成する3名(責任指導教員1名と指導教員2名)に、2名の審査委員を加えた5名の教員によって博士論文審査と口述試験を行う。	6-7-A-01 (07)横浜国立大学大学院国際社会科学府規則	第4条	
	6-7-A-02 (07)博士課程後期経済学専攻のディプロマ・ポリシー		
	6-7-A-03 (07)博士課程後期経営学専攻のディプロマ・ポリシー		
	6-7-A-04 (07)博士課程後期国際経済法学専攻のディプロマ・ポリシー		
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則	第12条、第13条、 第18条、第19条、 第20条	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-8-A】 経済学専攻博士課程後期英語教育プログラム(英語EP)「国際経済」の修了生(令和元年9月修了生を除く)は合計11名、そのうち7名が大学、研究機関へ就職した。このプログラムの令和元年9月修了生1名が世界銀行のYoung Professional (YP) に採用された。YPは世界銀行のプロパー幹部職員の登竜門であり、これまではイギリス及びアメリカ合衆国の有力大学の大学院から採用される例が多く、日本の大学の大学院から直接採用される事例は非常に珍しいことである。</p>	<p>6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</p>		再掲
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-4-A〕 グローバルに活躍できる理工系人材を育成するため、平成27年度から工学府で導入した全専攻における博士課程前期講義科目（常勤教員）の英語化では、受講者と教員の双方にとって大きなメリットとグローバル教育の大きな質的向上が得られた。平成30年度の理工学府への改組後も、その成果の拡充に務めており、令和元年度の時点で93%を達成しており、第3期中期目標期間の目標である完全英語化の達成目標実現に向けて着実に進めている。</p>			
<p>〔活動取組6-4-B〕 平成28年度から、異なる専門を有する学生同士でチームを組みProblem-Based Learningを行う活動を始め、それに取り組んだ学生に単位を付与した。平成30年度にはこの活動を発展させ、各専攻を横断した科目「理工学府MPBL」を新規に開講し、学際的かつ実践的な教育を推進した。当科目は理工学の領域に関わる課題について、学生同士の考察/分析/討論を通して自主的な学習能力、チーム作業による学習能力、問題発見能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を身につけるとともに、課題を通して技術者として必要な倫理について学ぶことを目的としている。この作業を、原則、異なる専攻の学生から構成される5名前後のチームとして進め、各チームの議論の進行を見守るために各専攻・ユニットからコーディネータとして教員も参加している。学期の最終週には各チームの課題の取り組みをプレゼンテーションし合い、異なるチームや教員との間で議論する場を設けている。</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-5-A〕 学生の学習意欲ひいては研究に対する意欲を向上させる目的で、平成29年度に学術論文の発表に貢献した学生を表彰する論文顕彰制度（YNU CREATES論文賞）を設けた。さらに、機械・材料・海洋系工学専攻では、日本機械学会三浦賞の候補者として推薦も行っている。その結果、本学府の学生が関わる論文の数が平成29年度の88報から令和元年度の143報まで約1.6倍に増加した。</p>	<p>6-5-A-01 (08)論文顕彰に関する取扱要項</p>		

<p>【活動取組6-5-B】 平成30年度に文部科学省「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム（プログラム名：技術の国際展開・国際規格策定に貢献し重工業を先導する次世代リーダー育成プログラム）」に採択された。その結果、令和元年10月から機械・材料・海洋系工学専攻において毎年、博士課程後期3名、博士課程前期3名の国費留学生の受入を開始した。令和元年10月には、インド、モンゴル、イランなど多様な国々から優秀な国費留学生が入学した。</p>	<p>6-5-B-01 (08)技術の国際展開・国際規格策定に貢献し重工業を先導する次世代育成プログラム</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-5-Aについて、理工学府学生が関わる論文数が平成29年度に比べ令和元年度は約1.6倍に増加した。</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<p>・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)</p> <p>・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)</p>	<p>6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</p>		

・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況			
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。					
活動取組		根拠資料・データ欄		備考	再掲
<p>[活動取組6-8-A]</p> <p>博士課程前期修了後、一定年限を経過した修了生へのアンケートを平成29年に実施した。社会に出てから役に立っている度合いを4件法で質問したところ、頻度の高い順(約3.2)に大学時代の友人のネットワーク、研究室ゼミでの発表・議論で鍛えた論理的思考力と回答があり、多くの卒業生が研究室において受けた教育が社会で役に立っていると評価している。</p>		<p>6-8-A-01 (08)理系卒業生・就職先インタビュー調査報告書(非公表)</p>			
【優れた成果が確認できる取組】					

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-A] 多様な背景を持つ学生を受け入れるために、プレレジット制度、英語スキルアップ研修プログラム、社会人学生の履修等に関する特例等を用意している。指導教員グループ/指導委員会が必要と判断した場合に、学生は基礎的知識を補充するために学部科目等、指導教員グループ/指導委員会が指定するプレレジット科目の履修が推奨される。英語によって学術的内容に関するコミュニケーションが十分にできない学生に向けて、外部の英語専門機関による「英語スキルアップ研修プログラム」を提供している。	6-5-A-01 (09)令和3年度環境情報学府履修案内(抜粋)		
	6-5-A-02 (09)平成31年度「英語スキルアップ研修プログラム」ポスター		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[活動取組6-3-A] 博士課程前期の建築都市文化専攻と都市地域社会専攻は、建築学・土木工学・人文社会科学・文化芸術学とそれぞれ固有の学術的基盤に立つが、学府としての共通の教育目標を達	6-3-A-01 (10)YNU initiative (博士課程前期：卒業認定・学位授与の方針)			

<p>デ、ペル化を前提として、他国の学術的基盤に基づき、学府としての共通の教育目標を達成するため組織編制上の工夫や教育の質の保証システムを備えている。修了要件として各専攻共通の修了要件とコース別の修了要件を定め、どちらも満たすことを要求している。また、履修基準については「共通科目」や「スタジオ科目」に加えて専門教育科目や学位論文（コースによってはポートフォリオ）をバランスよく組み合わせ合計で30単位以上を修得することを要求している。また本学府の特色として、現在の都市にまつわる複雑で多面的な課題に対処するには文系理系双方の分野を横断的に学ぶ仕組みが必要であることから、博士課程前期においては専攻にかかわらず、すべての学生が共通科目一覧より3科目6単位以上を履修することを求めている。</p>	<p>6-3-A-02 (10)都市イノベーション学府 履修案内 (博士課程前期)</p> <p>6-3-A-03_ (10)都市イノベーション学府博士課程前期 シラバスデータ (非公表)</p> <p>6-3-A-04_ (10)都市イノベーション学府博士課程後期 シラバスデータ (非公表)</p> <p>6-3-A-05 (10)修了展 開催案内 (2015年度～2018年度) (非公表)</p> <p>6-3-A-06 (10)都市と芸術の応答体2020パンフレット (非公表)</p> <p>6-3-A-07 (10)都市と芸術の応答体2020副読本A4 (非公表)</p> <p>6-3-A-08 (10)都市と芸術の応答体2020副読本B5 (非公表)</p>	
<p>[活動取組6-3-B] 都市イノベーション学府では上海交通大学（中国）との間に、国際基盤学コースおよび都市イノベーション専攻の都市基盤分野が中心となって本学初のダブルディグリー・プログラム制度を平成24年度に構築し、その後、アスンシオン国立大学（パラグアイ）や大連理工学（中国）とも平成27年度に締結してきた。平成30年度にはさらに発展させ、ダナン大学（ベトナム）とのダブルディグリー・プログラム、交通運輸大学（ベトナム）とのダブルディグリー・プログラムも平成30年度に構築し、日本人学生・留学生双方のグローバル教育の要望に対応したプログラムを整えている。平成30年度には、本制度に基づいて横浜国立大学で博士（工学）を取得した中国人留学生について、上海交通大学側でのダブルディグリーの審査を実施した。</p>	<p>6-3-B-01 (10)都市イノベーション学府におけるダブルディグリー・プログラム一覧</p> <p>6-3-B-02 (10)ダブルディグリー協定書 (上海交通大学) (非公表)</p> <p>6-3-B-03 (10)ダブルディグリー協定書 (アスンシオン国立大学社会科学関連大学院) (非公表)</p> <p>6-3-B-04 (10)ダブルディグリー協定書 (アスンシオン国立大学農学研究科) (非公表)</p> <p>6-3-B-05 (10)ダブルディグリー協定書 (大連理工大学) (非公表)</p> <p>6-3-B-06 (10)ダブルディグリー協定書 (ダナン大学-ダナン工科大学) (非公表)</p> <p>6-3-B-07 (10)ダブルディグリー協定書 (交通運輸大学) (非公表)</p> <p>6-3-B-08 (10)ダブルディグリー・プログラム特別選抜学生募集要項</p> <p>6-3-B-09 (10)ダブルディグリー・プログラム特別選抜学生募集要項 (アスンシオン国立大学・日本語)</p> <p>6-3-B-10 (10)ダブルディグリー・プログラム特別選抜学生募集要項 (アスンシオン国立大学・スペイン語)</p> <p>6-3-B-11 (10)上海交通大学とのダブルディグリー・プログラム実施に係る参考資料 (非公表)</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、本学府では、教育課程の方針として共通科目について「都市に関する高度な文理融合教育」の実践を掲げている。とりわけ「都市と芸術」では分野の異なる学生の協働の場として有効に機能しており、この授業の延長で毎年度末に学生の研究活動を集約した修了展を企画しており、学生の満足度も高い。さらに本講義の担当教員が中心となった企画が文化庁「大学における文化芸術推進事業」に採択され、令和2年度には都市のなかで生まれる芸術の有り様を考える対話と実践のオンラインプログラムである『都市と芸術の応答体2020』を実施している。</p>		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-4-A】 都市イノベーション学府では実践的・少人数教育プログラムであるスタジオ教育の導入を行っている。スタジオ教育とはルネサンスの工房に起源を持つといわれる創造のプロセスそのものを伝授する教育であり、伝統的に建築学の分野で行われてきたが、本学府では10名程度の少人数のクラスをベースとして全専攻に広げ、講義や演習などの「座学」では得られない実践性や創造性を養うことを目指している。そのため、講義・演習科目は内容を充実させつつ、実習・実践科目であるスタジオ科目の比重を大きくしている。</p>	6-4-A-01 (10)YNU initiative (博士課程前期：教育課程編成・実施の方針)		
	6-4-A-02 (10)都市イノベーション学府 シラバス (スタジオ科目分のみ) (非公表)		
	6-4-A-03 (10)INSTITUTE URBAN INNOVATION YOKOHAMA YEAR BOOK 2012-2013 (非公表)		
	6-4-A-04 (10)アーバニストスクール報告書 (2017年度～2018年度) (非公表)		
	6-4-A-05 (10)本学大学院先進実践学環に係る学位プログラム及び横浜アーバニストの概要		
<p>【活動取組6-4-B】 平成30年度から都市イノベーション学府では「アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net)」プロジェクトに加入した。これは1980年代後半から高度経済成長を続けていたASEAN諸国が、1997年の通貨財政危機により大きな打撃を受けたため、持続的・安定的な経済開発とそれを支える人材の養成への認識の高まりから、日本政府はASEAN諸国の人材育成への協力を提唱し、高等教育による人材育成事業として、ASEAN10カ国のトップ大学を対象とし、その教育・研究能力の向上を目的としたプロジェクトである。本学府では国際基盤学コースおよび都市イノベーション専攻の都市基盤分野を中心に講義など教育活動に重点を置いて実施を開始した。令和元年度には教員2名をベトナムへ派遣し、集中講義を行った。</p>	6-4-B-01 (10)本学が参画しているAUN SEED-Net Project大学院連携教育プログラムの概要		
	6-4-B-02 (10)AUNSEED-Net Project 2019年度第2四半期ニュース 2019年9月号 (非公表)		
	6-4-B-03 (10)AUNSEED-Net Project 2020年度第4四半期ニュース 2021年3月号 (非公表)		
	6-4-B-04 (10)AUNSEED-Net Projectに係るキックオフミーティング実施報告		
<p>【活動取組6-4-C】 都市地域社会コースのグローバルスタディーズ分野では、学生を海外の途上国における地域開発の現場へ積極的に派遣し、フィールドと大学を往還して教育内容を深めている。例えば、(独)日本学生支援機構の海外留学支援制度(協定派遣)を使い、協定校や研究所を訪問し、セミナー、学生交流、フィールド調査等をおこなった。また、これらの一環として、本学の先端科学高等研究院中南米開発政策ユニット交通学術国際シンポジウム(パラグアイ・アスンシオン大学)、国際シンポジウム(パラグアイ・NihonGakko大学)、JICA草の根技術協力事業の一つである「パラグアイ農村女性の生活改善プロジェクト」、現地の医師並びにNPOの協力を得て公衆衛生ワークショップなどを開催し、学生の国際的視野を広げている。</p>	6-4-C-01 (10)GLOBAL STUDIES PROGRAMについて		
	6-4-C-02 (10)GLOBAL STUDIES PROGRAM 2017 (Paraguay Brasil SV)		
	6-4-C-03 (10)先端科学高等研究院中南米開発政策ユニット国際シンポジウムプレスリリース		
	6-4-C-04 (10)パラグアイ農村女性本邦研修成果報告会プレスリリース		
	6-4-C-05 (10)アスンシオン国立大学との国際シンポジウム開催報告		
	6-4-C-06 (10)パラグアイ農村女性生活改善プロジェクトシンポジウム開催報告		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-4-Aについて、本学府では、学位授与の方針として「実践的な能力を身に付け、都市の将来を担いうる説得力ある空間を提案する能力を備えた人材、もしくは、都市で先進的な芸術活動を持続的に支援することのできる口人材」の育成を掲げている。そのためスタジオ教育システムを導入し、従来の講義や演習よりも実践性を高めた科目群を設置している。このスタジオ教育の優れた事例として建築分野の都市計画研究室の取り組み(「アーバニストスクール」)がある。なおこの取り組みを発展させた教育プログラムが、令和3年度に開設された本学大学院先進実践学環に横浜アーバニストコースとして組み込まれている。</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		

・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況			
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。					
活動取組		根拠資料・データ欄		備考	再掲
[活動取組6-8-A] 毎年、複数の研究分野からの表彰・受賞実績があり、全国規模の論文発表会における優秀論文表彰、あるいは全国規模の設計競技の特別賞・優秀賞以上の優れた実績について、その受賞数も増加しており、教育研究指導が高い水準で行われ、研究・発表の能力を十分に身に付けた学生が育成されていることが分かる。		6-8-A-01 (10)IUI学生・卒業生の受賞			
		6-8-A-02 (10)2016年度支部共通事業日本建築学会設計競技で「最優秀賞」を受賞			
		6-8-A-03 (10)第6回LIXIL国際大学建築コンペで「優秀賞」を受賞			
		6-8-A-04 (10)IOS2016で「IOS賞」を受賞			
		6-8-A-05 (10)都市住宅学会学生論文コンテスト(修士論文部門)で「最優秀賞」を受賞			
		6-8-A-06 (10)第19回「まちの活性化・都市デザイン競技」で「奨励賞」を受賞			
		6-8-A-07 (10)土木学会「地震工学論文賞」を受賞			
		6-8-A-08 (10)「2018年日本コンクリート工学会賞」で「論文賞」を受賞			
		6-8-A-09 (10)WET2018で「WET Excellent Presentation Award」を受賞			
【優れた成果が確認できる取組】					
平成28年度には2016年度日本建築学会設計競技最優秀賞、第6回LIXIL国際大学建築コンペ優秀賞、International Symposium on Concrete and Structures for Next Generation (IOS2016)IOS賞、公益社団法人都市住宅学会学生論文コンテスト(修士論文部門)最優秀賞など、平成29年度には第19回「まちの活性化・都市デザイン競技」奨励賞、土木学会「地震工学論文賞」など、平成30年度には日本コンクリート工学会賞(論文賞)、WET2018「WET Excellent Presentation Award」など多数受賞している。					

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針 6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 610 (学位授与方針)	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 614 (教育課程方針)	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 610、p. 614	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01_(00)YNU_initiative「大学院」	p.618（カリキュラムツリー）	再掲
	6-3-1-01_(11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.9（テーマごとの学修証明書の取得要件）	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01_(11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.9（修了要件）、p.11～20（科目一覧）	再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	該当なし		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・シラバス 6-3-2-01_(11)先進実践学環電子シラバス（非公表）		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 該当なし		再掲

[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	第12条、13条	再掲
	6-3-3-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環規則	第7条～9条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	第8条の2、9条～11条の2、18、19条	再掲
	6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.8（指導教員、研究計画書）	再掲
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.8（指導教員、研究計画書）	再掲
	6-3-4-01 (11)先進実践学環「研究計画書・研究指導計画書」の取扱いに関する申合せ（非公表）		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-02 (00)国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則		再掲
	6-3-4-03 (00)横浜国立大学における研究活動行動規範		再掲
6-3-4-04 (00)研究倫理パンフレット「研究の心得」（文系版）		再掲	
6-3-4-05 (00)研究倫理パンフレット「研究の心得」（理系版）			
・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料			
該当なし		再掲	
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	該当なし		再掲
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
該当なし		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

<p>[分析項目6-3-1] 研究科等連係課程実施基本組織である先進実践学環は、知識の総体から必要な知識を探索し統合するという学修スタイルを掲げ、連係する大学院で提供されている講義科目から選出した幅広い科目で構成しつつ、研究テーマの特性に合わせた履修条件を設定し、演習やワークショップを通して知識の統合を実践することから、設置基準の求める体系的な教育課程の編成になっていると理解している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	<p>・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）</p>		
	<p>6-4-1-01 (00)令和3年度(2021年度)学事暦</p>		再掲
<p>[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p>	<p>・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）</p>		
	<p>6-4-1-01 (00)令和3年度(2021年度)学事暦</p>		再掲
	<p>・ シラバス</p> <p>6-3-2-01_(11)先進実践学環電子シラバス（非公表）</p>		再掲
<p>[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p>	<p>・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）</p>		
	<p>6-3-2-01_(11)先進実践学環電子シラバス（非公表）</p>		再掲
<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）</p>		
	<p>6-4-4 教育上主要と認める授業科目</p>		
	<p>・ シラバス</p> <p>6-3-2-01_(11)先進実践学環電子シラバス（非公表）</p>		再掲
<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p>	<p>・ CAP制に関する規定</p>		
	<p>該当なし</p>		再掲
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定</p>	<p>・ 大学院学則</p>		

の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	第10条	再掲
	6-3-3-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環規則	第4条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 該当なし		再掲
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料 該当なし		再掲
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	6-4-9-01 (11)令和3年度大学院先進実践学環一般選抜学生募集要項(抜粋)		
	6-4-9-02 (00)令和3年度附属図書館開館カレンダー		再掲
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) 該当なし		再掲
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 該当なし		再掲
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 該当なし		再掲
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 該当なし		再掲
	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 該当なし		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） 該当なし		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (11)チューター制度		
	6-5-4-02 (11)令和3年度春学期チューター配置状況		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	4-2-1-10 外国人留学生のための生活ガイドブック		再掲
	4-2-3-06 地震の時に注意すること（地震カード）		再掲
	4-2-3-07 住宅さがしで注意すること（住宅カード）		再掲
	4-2-3-08 住居の探し方・住み方ガイドブック		再掲
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		再掲	

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	該当なし		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 19、p. 617（成績評価基準）	再掲
	6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p. 7（学業成績について）	再掲
	2-2-D-01 授業設計と成績評価のガイドライン 2-2-C-01 授業別ルーブリック作成マニュアル		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-1-1-01 (00)YNU initiative [大学院]	p. 19、p. 617（成績評価基準）	再掲
	6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p. 7（学業成績について）	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われている	・ 成績評価の分布表		

ことについて、組織的に確認していること	該当なし		再掲
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-01 (11)大学院先進実践学環における成績評価分布の確認について (非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.7 (GPA)、p.9 (修了要件)	再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.7 (成績評価問合せ)	再掲
	6-6-4-01 (11)成績評価についての問合せの取扱いに関する申合せ (非公表)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	該当なし		再掲
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-02 (00)国立大学法人横浜国立大学法人文書管理規則		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 横浜国立大学大学院学則	第18条	再掲
	6-3-3-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環規則	第11条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲
	1-3-2-19 横浜国立大学大学院先進実践学環教授会規則	第3条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲
	6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.9（修士論文評価基準）	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲
	1-3-2-19 横浜国立大学大学院先進実践学環教授会規則	第3条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.9（修了要件、修士論文評価基準）	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	該当なし		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲
	6-3-1-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環履修案内	p.9（修了要件、修士論文評価基準）	再掲
	6-7-4-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環修士学位論文に係る評価基準		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)横浜国立大学学位規則		再掲
	6-7-4-01 (11)横浜国立大学大学院先進実践学環修士学位論文に係る評価基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
該当なし		再掲	
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

		該当なし		再掲
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄		備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）			
	・資格の取得者数が確認できる資料			
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料			
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）			
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）			
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）			
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料			

則した学習成果が得られていること			
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 令和3年度改組による学年進行中のため該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>(リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) ・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		

	・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
(リストから選択してください)

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	該当なし		再掲
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>(リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) ・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		

	・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	該当なし		再掲
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>(リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) ・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		

	・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	該当なし		再掲
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	該当なし		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			